

令和6年度第2回  
神戸市屋外広告物審議会  
参考資料

(屋外広告物関係法令、神戸市屋外広告物条例のしおり)

令和6年11月22日

神戸市

( 資 料 一 覧 )

- 屋外広告物法（昭和 24 年 6 月 3 日法律第 189 号） .....P. 2
- 神戸市屋外広告物条例（平成 12 年 1 月 11 日神戸市条例第 50 号） .....P. 30
- 神戸市屋外広告物条例施行規則（平成 12 年 3 月 31 日神戸市規則第 144 号）  
（様式 1～12 略） .....P. 54
- 神戸市屋外広告物条例のしおり（令和 6 年 4 月版） .....P. 80

○屋外広告物法

(昭和二十四年六月三日)

(法律第百八十九号)

第五回特別国会

第三次吉田内閣

改正 昭和二五年五月三〇日法律第二一四号

同二七年四月五日同第七一号

同二九年五月二九日同第一三一号

同三一年六月一二日同第一四八号

同三七年九月一五日同第一六一号

同三八年五月二四日同第九二号

同三九年七月一一日同第一六九号

同四三年六月一五日同第一〇一号

同四五年六月一日同第一〇九号

同四八年九月一七日同第八一号

同五〇年七月一日同第四九号

平成四年六月二六日同第八二号

同六年六月二九日同第四九号

同一一年七月一六日同第八七号

同一六年五月二八日同第六一号

同一六年六月一八日同第一一一号

同一六年六月一八日同第一一二号

同一七年七月一五日同第八三号

同一七年七月二六日同第八七号

同二〇年五月二三日同第四〇号

同二三年六月三日同第六一号

同二九年五月一二日同第二六号

同三〇年五月三〇日同第三三号

令和二年六月一〇日同第四三号

屋外広告物法をここに公布する。

屋外広告物法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 広告物等の制限（第三条—第六条）

第三章 監督（第七条・第八条）

第四章 屋外広告業

第一節 屋外広告業の登録等（第九条—第十一条）

第二節 登録試験機関（第十二条—第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条—第二十九条）

第六章 罰則（第三十条—第三十四条）

附則

第一章 総則

（平一六法一一一・章名追加）

（目的）

第一条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

（平一六法一一一・一部改正）

（定義）

第二条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

(昭四八法八一・平一六法一一一・一部改正)

## 第二章 広告物等の制限

(平一六法一一一・章名追加)

(広告物の表示等の禁止)

第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区

二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第百九条第一項若しくは第二項又は第百十条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第百四十三条第二項に規定する条例の規定により市町村が定める地域

三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項第十一号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域

四 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの

五 公園、緑地、古墳又は墓地

六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

一 橋りょう

二 街路樹及び路傍樹

三 銅像及び記念碑

四 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により指定され

た景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木

五 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

(昭二五法二一四・昭二七法七一・昭二九法一三一・昭三八法九二・昭四三法一〇一・昭四五法一〇九・昭五〇法四九・平四法八二・平一一法八七・一部改正、平一六法一一一・旧第四条繰上・一部改正、平一六法六一・平二九法二六・一部改正)

(広告物の表示等の制限)

第四条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

(平一六法一一一・追加)

(広告物の表示の方法等の基準)

第五条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（第三条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

(平一六法一一一・全改)

(景観計画との関係)

第六条 景観法第八条第一項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策

定した景観行政団体（同法第七条第一項の景観行政団体をいう。以下同じ。）の前三条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

（平一六法一一一・全改）

### 第三章 監督

（平一六法一一一・章名追加）

（違反に対する措置）

第七条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第三条から第五条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくして確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第三条から第六条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

4 都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容

易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第一号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

二 管理されずに放置されていることが明らかなきとき。

（昭二七法七一・昭三八法九二・昭四八法八一・平一六法一一一・一部改正）

（除却した広告物等の保管、売却又は廃棄）

第八条 都道府県知事は、前条第二項又は第四項の規定により広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた広告物がはり紙である場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅



失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

一 前条第四項の規定により除却された広告物 二日以上で条例で定める期間

二 特に貴重な広告物又は掲出物件 三月以上で条例で定める期間

三 前二号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 二週間以上で条例で定める期間

4 都道府県知事は、前項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。

5 第三項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

6 前条第二項及び第四項並びに第一項から第三項までに規定する広告物又は掲出物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等（前条第二項に規定する措置を命ずべき者を含む。）に負担させることができる。

7 第二項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した広告物又は掲出物件（第三項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該広告物又は掲出物件の所有権は、当該広告物又は掲出物件を保管する都道府県に帰属する。

（平一六法一一一・追加）

#### 第四章 屋外広告業

（平一六法一一一・章名追加）

第一節 屋外広告業の登録等

(平一六法一一一・節名追加)

(屋外広告業の登録)

第九条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないものとすることができる。

(昭四八法八一・追加、平一六法一一一・旧第八条繰下・一部改正)

第十条 都道府県は、前条の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 登録の有効期間に関する事項
- 二 登録の要件に関する事項
- 三 業務主任者の選任に関する事項
- 四 登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項
- 五 その他登録制度に関し必要な事項

2 前条の条例は、前項第一号から第四号までに掲げる事項について、次に掲げる基準に従って定めなければならない。

- 一 前項第一号に規定する登録の有効期間は、五年であること。
- 二 前項第二号に掲げる登録の要件に関する事項は、登録を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとすること。
  - イ 当該条例の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者
  - ロ 屋外広告業を営む法人が当該条例の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しない者
  - ハ 当該条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
  - ニ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二

年を経過しない者

ホ 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからニまで又はへのいずれかに該当するもの

ヘ 法人でその役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

ト 業務主任者を選任していない者

三 前項第三号に掲げる業務主任者の選任に関する事項は、登録を受けようとする者にあつては営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者となるべき者を選任するものとし、登録を受けた者にあつては当該業務主任者に広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行わせるものとする。

イ 国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

ロ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県の行う講習会の課程を修了した者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識を有するものとして条例で定める者

四 前項第四号の登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項は、登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

イ 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

ロ 第二号ロ又はニからトまでのいずれかに該当することとなつたとき。

ハ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

（平一六法一一一・追加、平二三法六一・一部改正）

（屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告）

第十一条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を

防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(昭四八法八一・追加、平一六法一一一・旧第十条繰下・一部改正)

## 第二節 登録試験機関

(平一六法一一一・追加)

(登録)

第十二条 第十条第二項第三号イの規定による登録は、同号イの試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(平一六法一一一・追加)

(欠格条項)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する法人は、第十条第二項第三号イの規定による登録を受けることができない。

- 一 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。
- 二 第二十五条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
- 三 その役員のうち、第一号に該当する者があること。

(平一六法一一一・追加)

(登録の基準)

第十四条 国土交通大臣は、第十二条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第十条第二項第三号イの規定による登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

- 一 試験を別表の上欄に掲げる科目について行い、当該科目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験委員が問題の作成及び採点を行うものであること。
- 二 試験の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。
  - イ 試験事務について専任の管理者を置くこと。
  - ロ 試験事務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書が作成されていること。
  - ハ ロの文書に記載されたところに従い試験事務の管理を行う専任の部門を

置くこと。

三 債務超過の状態にないこと。

(平一六法一一一・追加)

(登録の公示等)

第十五条 国土交通大臣は、第十条第二項第三号イの規定による登録をしたときは、当該登録を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該登録をした日を公示しなければならない。

2 登録試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(平一六法一一一・追加)

(役員を選任及び解任)

第十六条 登録試験機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(平一六法一一一・追加)

(試験委員の選任及び解任)

第十七条 登録試験機関は、第十四条第一号の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(平一六法一一一・追加)

(秘密保持義務等)

第十八条 登録試験機関の役員若しくは職員(前条の試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(平一六法一一一・追加)

(試験事務規程)

第十九条 登録試験機関は、国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不相当となつたと認めるときは、登録試験機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

(平一六法一一一・追加)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十条 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第三十三条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録試験機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(平一六法一一一・追加、平一七法八七・一部改正)

(帳簿の備付け等)

第二十一条 登録試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(平一六法一一一・追加)

(適合命令)

第二十二条 国土交通大臣は、登録試験機関が第十四条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(平一六法一一一・追加)

(報告及び検査)

第二十三条 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(平一六法一一一・追加)

(試験事務の休廃止)

第二十四条 登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(平一六法一一一・追加)

(登録の取消し等)

第二十五条 国土交通大臣は、登録試験機関が第十三条第一号又は第三号に該当

するに至ったときは、当該登録試験機関の登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に対して、その登録を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十五条第二項、第十六条、第十七条、第二十条第一項、第二十一条又は前条第一項の規定に違反したとき。

二 正当な理由がないのに第二十条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

三 第十九条第一項の規定による認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

四 第十九条第二項又は第二十二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正な手段により第十条第二項第三号イの規定による登録を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(平一六法一一一・追加)

#### 第五章 雑則

(平一六法一一一・章名追加)

(特別区の特例)

第二十六条 この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、特別区においては、政令で定めるところにより特別区の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

(昭三九法一六九・追加、昭四八法八一・旧第七条の三繰下、平一六法一一一・旧第十二条繰下)

(大都市等の特例)

第二十七条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令で定めると



ころにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

（昭三一法一四八・追加、昭三七法一六一・旧第八条の二繰上、昭四八法八一・旧第八条繰下・一部改正、平六法四九・平一一法八七・一部改正、平一六法一一一・旧第十三条繰下・一部改正）

（景観行政団体である市町村の特例等）

第二十八条 都道府県は、地方自治法第二百五十二条の十七の二の規定によるもののほか、第三条から第五条まで、第七条又は第八条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第七条第一項に規定する認定市町村である市町村又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画に同条第二項第五号に掲げる事項を記載した市町村（いずれも指定都市及び中核市を除く。）が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

（平一六法一一一・追加、平二〇法四〇・令二法四三・一部改正）

（適用上の注意）

第二十九条 この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

（平一六法一一一・追加）

## 第六章 罰則

（平一六法一一一・章名追加）

第三十条 第十八条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（平一六法一一一・追加）

第三十一条 第二十五条第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したと

きは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平一六法一一一・追加)

第三十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十三条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第二十四条第一項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

(平一六法一一一・追加)

第三十三条 第二十条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

(平一六法一一一・追加)

第三十四条 第三条から第五条まで及び第七条第一項の規定に基づく条例には、罰金又は過料のみを科する規定を設けることができる。

(昭四八法八一・旧第九条繰下・一部改正、平一六法一一一・旧第十四条繰下・一部改正)

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。
- 2 広告物取締法（明治四十四年法律第七十号）は、廃止する。
- 3 この法律施行前にした広告物取締法に違反する行為に対する罰則の適用に関しては、なお、従前の例による。

附 則 （昭和二五年五月三〇日法律第二一四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三月を超えない期間内において、政令で定める。

（昭和二五年政令第二七六号で昭和二五年八月二九日から施行）

（平一六法六一・旧第百十三条・一部改正）

附 則 （昭和二七年四月五日法律第七一号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二九年五月二九日法律第一三一号） 抄

1 この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則 （昭和三一年六月一二日法律第一四八号）

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四百四十七号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和三一年九月一日）

2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に関し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四百四十七号）附則第四項及び第九項から第十五項までに定めるところによる。

附 則 （昭和三七年九月一五日法律第一六一号） 抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則 （昭和三八年五月二四日法律第九二号）

この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

附 則 （昭和三九年七月一日法律第一六九号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四三年六月一五日法律第一〇一号） 抄

この法律（第一条を除く。）は、新法の施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和四四年六月一四日）

附 則 （昭和四五年六月一日法律第一〇九号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和四五年政令第二七〇号で昭和四六年一月一日から施行）

附 則 （昭和四八年九月一七日法律第八一号）

この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

附 則 （昭和五〇年七月一日法律第四九号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

附 則 （平成四年六月二六日法律第八二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成五年政令第一六九号で平成五年六月二五日から施行）

（用途地域に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の都市計画法（以下「旧都市計画法」という。）第八条第一項第一号に規定する用途地域に関する都市計画が定められている都市計画区域について、建設大臣、都道府県知事又は市町村が第一条の規定による改正後の都市計画法（以下「新都市計画法」という。）第二章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定及びその告示は、この法律の施行の日から起算して三年以内にしなければならない。

第三条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日（その日前に新都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第二十条第一項（同法第二十二条第一項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があった日。次条、附則第五条及び附則第十八条において同じ。）までの間は、旧都市計画法第八条、第九条、第十二条の

六第一項並びに第十三条第一項第五号及び第九号の規定は、なおその効力を有する。

(屋外広告物法等の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、この法律による改正前の次に掲げる法律の規定は、なおその効力を有する。

一 屋外広告物法

附 則 (平成六年六月二九日法律第四九号) 抄

(施行期日)

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

(第二編第十二章の改正規定の施行の日=平成七年四月一日)

附 則 (平成十一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五十七條第四項から第六項まで、第六十条、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をし

た行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則に関する経過措置）

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一六年五月二八日法律第六一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成一六年六月一八日法律第一一一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、景観法（平成十六年法律第百十号）の施行の日から施行する。ただし、第一条中都市計画法第八条、第九条、第十二条の五及び第十三条の改正規定、第三条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第十六条中都市緑地法第三十五条の改正規定、第十七条、第十八条、次条並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日から施行する。

（施行の日＝平成一六年一二月一七日）

（規定する日＝平成一七年六月一日）

（平一六法一一二・一部改正）

（屋外広告物法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行前に第四条の規定による改正前の屋外広告物法（以下「旧屋外広告物法」という。）第七条第一項の規定により命ぜられた措置については、第四条の規定による改正後の屋外広告物法（以下「新屋外広告物法」という。）第七条第一項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧屋外広告物法第八条及び第九条の規定に基づく条例（以下この条において「旧条例」という。）を定めている都道府県（旧屋外広告物法第十三条の規定によりその事務を処理する地方自治法（昭和二十二法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を含む。）が、新屋外広告物法第九条の規定に基づく条例（以下この条において「新条例」という。）を定め、これを施行するまでの間は、旧屋外広告物法第八条、第九条及び第十四条（第九条第二項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

3 新条例には、新条例の施行の際現に屋外広告業を営んでいる者（新条例の施行の日の前日まで旧条例が適用される場合にあつては、新条例の施行の際現に旧条例の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者）については、新条例の施行の日から六月以上で条例で定める期間（当該期間内に新条例の規定に基づく登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間）は、新条例の規



定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる旨を定めなければならない。この場合においては、併せて、その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする旨を定めなければならない。

4 新条例には、新条例の施行の際現に旧屋外広告物法第九条第一項に規定する講習会修了者等である者について、新条例に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす旨を定めなければならない。

5 この法律の施行前に国土交通大臣が定める試験に合格した者は、新屋外広告物法第十条第二項第三号イの試験に合格した者とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧都市計画法第八条第一項第六号の規定により定められている美観地区（附則第二条第一項前段に規定する美観地区を除く。）についての第五条の規定による改正後の屋外広告物法第三条第一項第一号の規定の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一六年六月一八日法律第一一二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一六年政令第二七四号で平成一六年九月一七日から施行）

附 則 （平成一七年七月一五日法律第八三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

（助教授の在職に関する経過措置）

第二条 次に掲げる法律の規定の適用については、この法律の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一から四まで 略

五 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）別表  
（平三〇法三三・一部改正）

-----  
○会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一七法律八七）  
抄

（罰則に関する経過措置）

第五百二十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五百二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一七年七月二六日法律第八七号） 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一八年五月一日）

-----  
附 則 （平成二〇年五月二三日法律第四〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二〇年政令第三三六号で平成二〇年一月四日から施行）

附 則 （平成二三年六月三日法律第六一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成二三年政令第三九五号で平成二四年四月一日から施行）

附 則 （平成二九年五月一二日法律第二六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十五条の規定 公布の日

二 第一条中都市緑地法第四条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条の改正規定、第二条中都市公園法第三条第二項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第四条中生産緑地法第三条に一項を加える改正規定、同法第八条に一項を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同条の次に五条を加える改正規定及び同法第十一条の改正規定並びに第五条及び第六条の規定並びに次条第一項及び第二項並びに附則第三条第二項、第六条、第七条、第十条、第十三条、第十四条、第十八条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十一条第五項第一号の改正規定に限る。）、第十九条、第二十条、第二十二条及び第二十三条（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十五条の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（平成二九年政令第一五五号で平成三〇年四月一日から施行）

（政令への委任）

第二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成三〇年五月三〇日法律第三三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第三条中特許法第百七条第三項の改正規定、第百九条の見出しを削り、同

条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定、第百十二条第一項及び第六項の改正規定、第百九十五条第六項の改正規定並びに第百九十五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十一条、第十五条、第二十三条及び第二十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(平成三一年政令第一号で平成三一年四月一日から施行)

附 則 (令和二年六月一〇日法律第四三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和二年政令第二六七号で令和二年九月七日から施行)

〇刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 (令和四法律六八) 抄

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

別表 (第十四条関係)

(平一六法一一一・追加、平一七法八三・一部改正)

科目	試験委員
一 この法律、この法律に基づく条例そ	一 学校教育法(昭和二十二年法律第二

<p>の他関係法令に関する科目</p>	<p>十六号)による大学(以下「大学」という。)において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</p>
<p>二 広告物の形状、色彩及び意匠に関する科目</p>	<p>一 大学において美術若しくはデザインを担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</p>
<p>三 広告物及び掲出物件の設計及び施工に関する科目</p>	<p>一 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</p>

○景観法及び景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(抄)

(平成十六年十二月十五日)

(政令第三百九十九号)

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、景観法の施行の日(平成十六年十二月十七日)から施行する。

(屋外広告物法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四条の規定の施行前に同条の規定による改正前の屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)第七条第二項又は第四項の規定により都道府県知事が除却し、又は除却させた

広告物又は広告物を掲出する物件については、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四条の規定による改正後の屋外広告物法第八条の規定は、適用しない。

○神戸市屋外広告物条例

平成12年1月11日

条例第50号

改正 平成17年3月31日条例第38号

平成22年3月30日条例第40号

平成24年3月30日条例第40号

令和2年4月1日条例第2号

神戸市屋外広告物条例（昭和31年10月条例第34号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を禁止し、及び制限し、並びにこれらに関連して必要な事項を定めるものとする。

（広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者の責務）

第1条の2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、この条例の規定に基づき、これらの行為を行わなければならない。

2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、表示する広告物又は設置する掲出物件について、次に掲げる基準のいずれかに適合した管理を行わなければならない。

（1） この条例の規定に基づき自らその管理を行うこと。

（2） 他の者にその管理を行わせ、かつ、その管理につきこの条例の規定を遵守させるようにすること。

（広告主の責務）

第1条の3 広告主（広告物を表示し、又は掲出物件を設置することについて、その旨を決定し、かつ、屋外広告業を営む者その他の者に委託することにより、その実現を図ろうとする者をいう。以下同じ。）は、当該委託を受けた者その他の者に対し、この条例に定めるところにより適正にこれらの行為が行われるようにするために必要となる措置を講ずるよう努めなければならない。

（屋外広告業を営む者の責務）

第1条の4 屋外広告業を営む者は、その業務を行うに当たっては、第1条の2の規定を遵守するとともに、表示する広告物又は設置する掲出物件がこの条例の規定に適合したものとなるように、広告主その他の関係者に対し、助言を行い、その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(禁止地域等)

第2条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区又は伝統的建造物群保存地区で市長が定める範囲内にあるもの
- (2) 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条第2項に規定する市民農園の区域で市長が定める範囲内にあるもの
- (3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条若しくは第78条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が定める範囲内にあるもの又は同法第109条第1項若しくは第2項若しくは第110条第1項の規定により指定され、若しくは仮指定された地域で市長が定める範囲内にあるもの
- (4) 兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第4条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が定める範囲内にあるもの又は同条例第31条第1項の規定により指定された記念物の周囲で市長が定める範囲内にあるもの
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に規定する目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域で市長が定める範囲内にあるもの
- (6) 高速自動車国道若しくは自動車専用道路の全区間又は道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）、鉄道、軌道若しくは索道で市長が定める範囲内にあるもの
- (7) 道路、鉄道、軌道又は索道に接続する地域（展望することができない広告物又は掲出物件のある地域又は場所を除く。）で市長が定める範囲内にあるもの



るもの

- (8) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令（平成15年政令第162号）第2条各号に規定する公園若しくは緑地の区域で市長が定める範囲内にあるもの
- (9) 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山若しくは山岳又はこれらの付近の地域で市長が定める範囲内にあるもの
- (10) 港湾、空港若しくは駅前広場又はこれらの付近の地域で市長が定める範囲内にあるもの
- (11) 古墳若しくは墓地又はこれらの周囲の地域で市長が定める範囲内にあるもの
- (12) 官公署、学校、図書館、博物館、美術館、病院、公会堂、公民館、体育館若しくは公衆便所の建物又はこれらの敷地（規則で定めるものを除く。）
- (13) 寺社、教会若しくは火葬場の建造物又はこれらの境域で市長が定める範囲内にあるもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する地域又は場所  
（表示等をしてはならない物件）

第3条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋梁<sup>りょう</sup>、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2) 街路樹及び路傍樹
- (3) 神戸市市民公園条例（昭和51年4月条例第16号）第27条第1項の規定により指定された市民の木
- (4) 信号機、道路標識、歩道の柵<sup>さく</sup>、駒留め<sup>こま</sup>、里程標その他これらに類するもの
- (5) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (6) 郵便ポスト及び電話ボックス
- (7) 送電塔、送受信塔、照明塔、変圧器その他これらに類する工作物
- (8) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- (9) 地下道及び地下鉄道上屋

(10) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

2 次に掲げる物件には、簡易広告物（法第7条第4項に規定するはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等をいう。以下同じ。）を表示し、又は設置してはならない。

(1) 電柱及び街灯柱

(2) バス停留所の上屋（その支柱及び壁を含む。）

(3) アーチの支柱及びアーケードの支柱

(4) 消火栓の標識（その支柱を含む。）

（禁止広告物等）

第4条 次に掲げる広告物等（広告物又は掲出物件をいう。以下同じ。）については、これを表示し、又は設置してはならない。

(1) 倒壊又は落下のおそれがあるもの

(2) 信号機若しくは道路標識（以下この号において「信号機等」という。）に類似しているもの又は信号機等の効用を妨げるおそれのあるもの

(3) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(4) 著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離した<sup>はく</sup>もの

(5) 著しく破損し、又は老朽化したもの

（許可）

第5条 本市の区域内において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の有効期間は、3年以内において市長が定める。

3 前項の有効期間の満了後引き続き市長の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可の有効期間満了の日前30日までに許可の更新の申請をし、許可を受けなければならない。

4 市長は、第2項の有効期間以外に第1項及び前項の許可に必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等を変更し、又は改造しようとするときは、規則で定める場合を除き、規則で定めるところ

により、市長の許可を受けなければならない。

6 第2項から第4項までの規定は、前項の許可について準用する。

7 第1項、第3項又は第5項の許可を受けた者は、これらの許可に係る事項（その変更又は改造につき第5項の許可が必要となる事項を除く。）に変更が生じたときは、遅滞なく、市長にその旨を届け出なければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

## 第6条 削除

（広告物等活用地区）

第7条 市長は、本市の区域（第2条各号に掲げる地域又は場所を除く。）のうち活力のある町並みを維持する上で広告物等が重要な役割を果たしていると認められる区域を広告物等活用地区として指定することができる。

2 市長は、広告物等活用地区を指定したときは、その旨を公告する。

（広告物等景観保全地区）

第8条 市長は、本市の区域のうち良好な景観を保全し、及び形成するために広告物等を当該区域の特性に応じたものとする必要があると認められる区域を広告物等景観保全地区として指定することができる。

2 市長は、広告物等景観保全地区を指定しようとするときは、当該地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

3 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1） 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本構想

（2） 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

4 市長は、基本方針を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 市長は、広告物等景観保全地区を指定したときは、その旨を公告する。

6 広告物等景観保全地区（第2条各号に掲げる地域又は場所に限る。）内において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(広告物等に関する協定)

第9条 土地の所有者及び住民で組織する団体は、一定の区域において、当該区域の景観を整備するために広告物の表示又は掲出物件の設置に関する協定（以下「広告物等に関する協定」という。）を締結し、市長の認定を受けることができる。

2 広告物等に関する協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 広告物等に関する協定の効力が及ぶ土地の範囲

(2) 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

(3) 広告物等に関する協定の有効期間

(4) 広告物等に関する協定に違反した場合にとりうる措置

3 第1項の規定による認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 第1項の認定は、当該広告物等に関する協定が適当であると認めるときにするものとする。

5 土地の所有者及び住民で組織する団体は、広告物等に関する協定を変更しようとするときは、当該変更後の広告物等に関する協定について、市長の認定を受けなければならない。

6 第3項及び第4項の規定は、前項の認定について準用する。

7 土地の所有者及び住民で組織する団体は、広告物等に関する協定を廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

8 第3項の規定は、前項の承認について準用する。

(広告物等に関する協定地区)

第10条 市長は、前条第1項及び第5項の規定による認定をした広告物等に関する協定の効力が及ぶ土地の範囲を広告物等に関する協定地区として指定することができる。

2 市長は、広告物等に関する協定地区を指定したときは、その旨を公告する。

3 市長は、広告物等に関する協定地区内においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者に対し、重点的に助言又は指導をするものとする。

(適用除外)

第11条 次に掲げる広告物等については、第2条から前条まで(第4条を除く。)の規定は適用しない。ただし、第2号に掲げる広告物等(規則で定めるものに限る。)については、同号の国又は地方公共団体は、当該広告物等を市長に届け出なければならない。

(1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等

(2) 国又は地方公共団体が公共的な目的をもって表示し、又は設置する広告物等

(3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)の適用を受ける選挙運動のために使用する広告物等

(4) 所有者又は管理者が管理上の必要性に基づいて表示し、又は設置する次のア又はイに掲げる広告物等

ア 第3条第1項各号に掲げる物件に表示し、又は設置する広告物等

イ 第3条第2項各号に掲げる物件に表示し、又は設置する簡易広告物

2 公益上必要な施設又は物件に規則で定める基準に適合して寄贈者の名称その他これに類するものを表示し、又は設置する場合には、第2条、第3条及び第5条の規定は適用しない。

3 次に掲げる広告物等については、第2条及び第5条の規定は適用しない。

(1) 自己の氏名、名称、屋号若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの

(2) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要性に基づき表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの

(3) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物等で規則で定める基準に適合するもの

(4) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等

(5) 講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物のため、当該会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等

(6) 電車(軌道事業の用に供する車両及び索道事業の用に供する搬器を含む)。

第8号及び次項第2号において同じ。)又は自動車に表示し、又は設置する  
広告物等で規則で定める基準に適合するもの

(7) 前号に掲げるもののほか、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条第1項第5号に規定する使用の本拠の位置が本市の区域外にあるものに限る。)の車両に表示し、又は設置する広告物等であつて、その使用の本拠の位置において効力を有している屋外広告物に関する条例の規定に基づいて表示し、又は設置しているもの

(8) 人、動物、車両(電車及び自動車を除く。)又は船舶に表示し、又は設置する広告物等

(9) 地方公共団体が設置する掲示板に表示する広告物

(10) 営利を目的としない簡易広告物で規則で定める基準に適合するもの

(11) 公益上やむを得ないもので規則で定めるもの

4 次に掲げる広告物等については、第2条の規定は適用しない。

(1) 道路標識、案内図板その他公共的な目的を有する広告物等又は公衆の利便に供することを目的とする広告物等で規則で定める基準に適合するもの

(2) 電車又は自動車に表示し、又は設置する広告物等(前項の規定の適用を受けるものを除く。)

(禁止地域等の指定に伴う経過措置)

第12条 禁止地域等(第2条各号に掲げる地域又は場所をいう。以下この条において同じ。)に該当しない地域又は場所が新たに禁止地域等となった場合において、禁止地域等となった日の前日まで適法に表示され、又は設置されていた広告物等が禁止地域等となった日から同条の規定に適合しないこととなったときは、当該広告物等については、禁止地域等となった日から3年を経過するまでの間は、同条の規定は適用しない。

(表示等をしてはならない物件になったことに伴う経過措置)

第12条の2 第3条第1項の規定の適用を受けない広告物等(適法に表示され、又は設置されているものに限る。)が、同項第3号の指定を受けたことその他の事由により同項の規定の適用を受けることとなったときは、当該広告物等については、同項の規定の適用を受けることとなった日から3年を経過するまで

の間は、同条の規定は適用しない。

(広告物等の規格の改正に伴う経過措置)

第12条の3 第13条第1項の規定により規則で定める広告物等の規格(以下この条において単に「広告物等の規格」という。)が改正された場合において、当該改正に係る規則の施行の日の前日まで適法に表示され、又は設置されていた広告物等が当該改正に係る規則の施行の日から当該改正後の広告物等の規格に適合しないこととなったときは、当該広告物等については、当該改正に係る規則の施行の日から3年を経過するまでの間は、当該改正後の広告物等の規格は適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定の適用を受ける広告物等が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第3項の許可(広告物等の規格の改正に係る規則の施行の日から3年を経過するまでの間に行われるものに限る。次項において「1回目の更新許可」という。)に係る有効期間の満了の日までの間(当該改正に係る規則の施行の日から3年を経過した後の期間を含む。以下この項において「有効期間満了日までの間」という。)は、当該改正後の広告物等の規格は適用しない。ただし、有効期間満了日までの間は、当該改正後の広告物等の規格に適合させる場合を除き、当該広告物等を変更し、又は改造することができない。

(1) 広告物を表示し、又は掲出することを主な目的として構築された工作物(屋上にあるものその他構築物に特別に設置されたものを含む。)である場合

(2) 広告物等の構成部分が主として金属製である場合

3 前2項の規定にかかわらず、前項の規定の適用を受ける広告物等(1回目の更新許可を受けているものに限る。)について、規則で定めるところにより次に掲げる事項を記載した書面を添付して再度第5条第3項の許可の申請がなされた場合には、市長は、相当と認めたときは、1回に限り、改正前の広告物等の規格に基づいて同項の規定による許可を行うことができる。この場合において、2回目の更新許可(この項の前段の規定により行った許可をいう。以下この条において同じ。)の有効期間の満了の日までの間は、当該改正後の広告物

等の規格は適用しない。

(1) 当該広告物等に関する、改正後の広告物等の規格に適合させるための、変更、改造又は除却に係る計画

(2) 前号に掲げる計画に従い、当該広告物等について、改正後の広告物等の規格に適合させる旨の誓約

4 第2項ただし書の規定は、2回目の更新許可が行われた場合について準用する。

5 2回目の更新許可の有効期間の満了の日は、第1項に規定する当該改正に係る規則の施行の日から7年を経過した日後に設定することはできない。

(適用除外の解除に伴う経過措置)

第12条の4 第11条第1項から第3項までの規定の適用により第5条の規定が適用されない広告物等が、法令の規定の変更、規則で定める基準の変更その他の変更に伴い、第11条第1項から第3項までの規定が適用されないこととなり、新たに第5条の規定が適用される広告物等になった場合においては、当該広告物等については、同条の規定が適用されることとなった日から3年を経過するまでの間は、同条の規定は適用しない。ただし、当該広告物等が同条の規定が適用されることとなった日の前日まで適法に表示され、又は設置されていたときに限る。

(規格及び許可の基準)

第13条 広告物等の規格及び第5条第1項、第3項又は第5項の許可の基準については、地域又は場所の特性に応じて、規則で定める。

2 市長は、前項の広告物等の規格又は許可の基準に適合しない場合であっても、許可の申請に係る広告物等が次に掲げる場合に該当するときは、必要に応じて、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表に定める神戸市屋外広告物審議会の議を経て、第5条第1項、第3項又は第5項の許可を与えることができる。ただし、当該許可の申請に係る広告物等が第4条各号に掲げるものである場合は、この限りでない。

(1) 表示され、又は設置されることにより、その地域又は場所における良好な景観の形成に特に資するものと認められる場合



(2) 表示し、又は設置する目的が公共的なものであると認められる場合その他表示し、又は設置することについて特にやむを得ない理由がある場合  
(許可の表示)

第14条 第5条第1項、第3項又は第5項の許可を受けた者は、これらの許可に係る広告物等にこれらの許可の有効期間を表示した証票をはり付けておかなければならない。ただし、これらの許可の有効期間を表示した押印又は打刻印を受けたものについては、この限りでない。

(広告物等に係る良好保持義務)

第15条 第1条の2第2項各号の規定により広告物等を管理する者は、当該広告物等を良好な状態に保持しなければならない。

(点検)

第15条の2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置している者は、当該広告物又は掲出物件について、第5条第1項の許可の申請をする場合又は同条第3項の許可の更新の申請をする場合には、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分その他当該広告物又は掲出物件を構成する部分及びこれらの取付対象部とその周辺部分の劣化及び損傷の状況の点検を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。

2 前項の規定により点検を行う広告物又は掲出物件が規則で定めるものに該当するときは、規則で定める資格又は知識を有する者が前項の点検を行わなければならない。

(広告物等の除却義務等)

第16条 次に掲げる者は、第5条第1項、第3項又は第5項の許可の有効期間が満了したときその他広告物等を除却する義務が生じたときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。

(1) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者

(2) 第1条の2第2項第2号の規定により広告物等を管理する者

2 前項の規定により広告物等を除却した者は、遅滞なく、市長にその旨を届け出なければならない。

3 第1項各号に掲げる者は、第5条第1項、第3項又は第5項の許可に係る広

告物等が滅失したときは、遅滞なく、市長にその旨を届け出なければならない。

(措置命令及び広告主への指導)

第17条 市長は、第2条から第5条までの規定に違反している広告物等がある場合においては、前条第1項各号に掲げる者に対し、広告物の表示若しくは掲出物件の設置の停止を命じ、又は期限を定め、当該広告物等の除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 前項の期限は、同項の規定による措置を命ずる日の翌日から起算して5日を経過した日以後の日でなければならない。

3 市長は、第1項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物等に係る前条第1項各号に掲げる者を過失がなくして確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

4 前項ただし書の期限は、同項ただし書の規定による公告を行う日の翌日から起算して5日を経過した日以後の日でなければならない。

5 市長は、第2条から第5条までの規定に違反している広告物等がある場合において、その違反の是正又は改善のため必要があると認めるときは、当該広告物等に係る広告主に対し、必要な指導を行うことができる。

(広告物等を保管した場合の公示事項)

第17条の2 法第8条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物が表示されていた場所又は保管した掲出物件が設置されていた場所
- (3) 保管した広告物等を除却した日時
- (4) 保管した広告物等の返還の申出先
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要があ

ると認められる事項

(広告物等を保管した場合の公示の方法等)

第17条の3 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前項各号に掲げる事項を、広告物等の保管を始めた日から起算して2週間(法第8条第3項第1号に掲げる広告物にあっては、2日間)、公衆の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る広告物等のうち法第8条第3項第2号に掲げるものについては、前号の掲示の期間が満了しても、なおその広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者(第17条の7において「所有者等」という。)の氏名又は名称及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を公告すること。

2 市長は、保管した広告物等について規則で定める事項を記載した書面を、法第8条第2項の規定による公示の日から起算して6月を経過した日までの間、規則で定める場所に備え付け、かつ、これを関係者に閲覧させるものとする。

(広告物等の価額の評価の方法)

第17条の4 法第8条第3項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第17条の5 法第8条第3項の規定による保管した広告物等の売却の手続については、規則で定めるもののほか、保管した広告物等以外の物の売却の例による。

(保管した広告物等を売却するまでに経過すべき期間)

第17条の6 次の各号に掲げる規定に規定する条例で定める期間は、当該各号に定める期間とする。

- (1) 法第8条第3項第1号 2日
- (2) 法第8条第3項第2号 3月

(3) 法第8条第3項第3号 2週間

(広告物等を返還する場合の手續)

第17条の7 保管した広告物等(法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。)の所有者等への返還については、返還を受ける者にその氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書及び法第8条第6項に規定する費用の納付と引換えに行うものとする。

(許可の取消し)

第18条 市長は、第5条第1項、第3項又は第5項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、これらの許可を取り消すことができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により第5条第1項、第3項又は第5項の許可を受けたとき。

(3) 第5条第1項、第3項又は第5項の許可に付した条件に違反したとき。

(屋外広告業の登録)

第19条 本市の区域内において、屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、登録の有効期間満了の日前30日までに更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(屋外広告業の登録の申請)

第19条の2 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者(以下「登録申請

者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 商号、名称又は氏名及び住所

(2) 本市の区域内において営業を行う営業所(以下単に「営業所」という。)の名称及び所在地

(3) 法人である場合においては、その代表者その他の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

(4) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び所在地並びにその役員の名)

(5) 第19条の9第1項の規定により選任される業務主任者の氏名及びその業務主任者が置かれる営業所の名称

2 前項の申請書には、登録申請者が第19条の4各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(屋外広告業の登録の実施)

第19条の3 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を屋外広告業者登録簿に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知するものとする。

(屋外広告業の登録の拒否)

第19条の4 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第19条の2第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

(1) 第19条の12の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

(2) 屋外広告業者(第19条第1項又は第3項の登録を受けた者をいう。以下同じ。)である法人が第19条の12の規定により登録を取り消された場合にお

いて、その処分のあった日前30日以内にその法人の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しない者

(3) 第19条の12の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 営業所ごとに第19条の9第1項に規定する業務主任者を選任していない者

(屋外広告業の登録事項の変更の届出)

第19条の5 屋外広告業者は、第19条の2第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録するものとする。

3 第19条の2第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第19条の6 市長は、規則で定めるところにより、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

(屋外広告業の廃業等の届出)

第19条の7 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日(第1号の場合にあっては、その事実を知った日)から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) 本市の区域内における屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該屋外広告業者に係る登録は、その効力を失う。

(屋外広告業の登録の抹消)

第19条の8 市長は、屋外広告業者の登録がその効力を失ったとき、又は第19条の12の規定によりその登録を取り消したときは、当該屋外広告業者の登録を抹消するものとする。

(業務主任者の選任)

第19条の9 屋外広告業者は、営業所ごとに、次に掲げるもののうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

- (1) 法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者又は同号ロに規定する講習会の課程を修了した者
- (2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第20条に規定する公共職業訓練（当該訓練に係る訓練科がデザイン系広告美術科又は広告美術仕上げ科であるものに限る。）を修了した者、同法第28条第2項に規定する職業訓練指導員免許（当該免許に係る職種が広告美術科であるものに限る。）を受けている者又は同法第44条第2項に規定する技能検定（当該検定に係る職種が広告美術仕上げであるものに限る。）に合格した者
- (3) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有する者として市長が認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括を行うものとする。

- (1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守に関すること。
- (2) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告

物の表示及び掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。

(3) 第19条の11に規定する帳簿の記載に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(標識の掲示)

第19条の10 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に商号、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第19条の11 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第19条の12 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第19条第1項又は第3項の登録を受けたとき。

(2) 第19条の4第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第19条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

(屋外広告業者監督処分簿への登載等)

第20条 市長は、前条の規定による処分をしたときは、屋外広告業者監督処分簿に、当該処分を行った年月日、当該処分の内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。

2 市長は、規則で定めるところにより、前項の屋外広告業者監督処分簿を一般の閲覧に供するものとする。

(兵庫県知事の登録を受けて屋外広告業を営む者に係る特例)

第20条の2 第19条から前条までの規定は、屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号。以下「県条例」という。）第26条第1項の規定による知事の登録を



受けて屋外広告業を営む者（以下「県登録業者」という。）については、適用しない。

2 第19条の7第1項、第19条の9から第19条の11まで及び第23条の規定は、県登録業者であって本市の区域内で屋外広告業を営むものについて準用する。

3 県登録業者は、本市の区域内で屋外広告業を営もうとするときは、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があったときも同様とする。

4 屋外広告業者が県条例第26条第1項の規定により知事の登録を受けたときは、当該屋外広告業者に係る第19条第1項の登録（同条第3項の規定による登録を含む。）は、その効力を失う。

5 市長は、県登録業者であって本市の区域内で屋外広告業を営むものが、第19条の12第2号から第4号までのいずれかに該当するときは、当該県登録業者に対し、6月以内の期限を定めて本市の区域内におけるその営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告）

第21条 市長は、本市の区域内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

（講習会の開催）

第22条 市長は、法第10条第2項第3号ロに規定する講習会を開催するものとする。

（報告及び検査）

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第16条第1項各号に掲げる者又は屋外広告業者に対し、必要な事項の報告若しくは必要な資料の提出を求め、又はその職員に、広告物等がある土地若しくは建物若しくは営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、広告物等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第24条 第5条第1項、第3項又は第5項の規定による許可の申請に対する審査については、別表に定める額の手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による届出をした政治団体が行う簡易広告物に係るこれらの許可の申請に対する審査については、この限りでない。

2 第5条第1項、第3項又は第5項の許可に関する証明書の交付を受けようとする者は、1通につき400円の手数料を納付しなければならない。

3 登録申請者は、申請1件につき10,000円の手数料を納付しなければならない。

4 第19条の6に規定する屋外広告業者登録簿に登録された事項に関する証明書の交付を受けようとする者は、1通につき400円の手数料を納付しなければならない。

5 第22条に規定する講習会の講習を受けようとする者は、1科目につき2,000円を超えない範囲内において規則で定める額の講習手数料を納付しなければならない。

6 前各項の手数料は、前納しなければならない。

7 市長は、規則で定める特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、第1項から第5項までの手数料を減額し、又は免除することができる。

8 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(施行細目の委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第17条第1項、第19条の12又は第20条の2第5項の規定による命令に違反した者

(2) 第19条第1項又は第3項の登録を受けないで本市の区域内で屋外広告業

を営んだ者（第20条の2第1項の規定の適用を受ける者を除く。）

(3) 不正の手段により第19条第1項又は第3項の登録を受けた者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第2条から第4条まで又は第5条第1項若しくは第3項の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者

(2) 第5条第5項の規定に違反して許可に係る広告物等を変更し、又は改造した者

(3) 第16条第1項の規定に違反して広告物等を除却しなかった者

(4) 第19条の5第1項及び第20条の2第3項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(5) 第19条の9第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

3 第23条第1項（第20条の2第2項において準用する場合を含む。）の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の神戸市屋外広告物条例の規定による許可その他の行為は、この条例による改正後の神戸市屋外広告物条例の規定による許可その他の行為とみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月31日条例第38号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条第1号の改正規定中「第2種中高層住居専用地域」の次に「、景観地区」を加える部分 景観法（平成16年法律第110号）附則ただし書に規定する日（当該日がこの条例の公布の前日であるときは、公布の日）

（規定する日＝平成17年6月1日）

(2) 第3条第3号の改正規定 平成17年4月1日

(3) 第19条の改正規定、同条の次に11条を加える改正規定、第20条及び第21条の改正規定、第22条の改正規定、第23条の改正規定、第24条の改正規定（同条第1項中「第2条第1項」を「第5条第1項、第3項」に改める部分を除く。）並びに第26条の改正規定（同条第2項第1号及び第2号に係る部分を除く。） 規則で定める日

（平成17年6月24日規則第19号により平成17年7月1日から施行）

（経過措置）

2 この条例の公布の際現になされているこの条例による改正前の神戸市屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項、第3項又は第5項の許可の申請は、この条例による改正後の神戸市屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第5条第1項、第3項又は第5項の許可の申請とみなす。

3 この条例の公布の際現になされている旧条例第2条第1項、第3項又は第5項の規定による許可は、新条例第5条第1項、第3項又は第5項の規定による許可とみなす。

4 この条例の公布前に旧条例第17条第1項の規定により命ぜられた措置については、なお従前の例による。

5 附則第1項第3号に掲げる規定（以下「登録等に係る規定」という。）の施行の際現に旧条例第20条の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者は、登録等に係る規定の施行の日から6月の期間（当該期間内に新条例第19条の4の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）は、新条例第19条第1項の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合

において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする。

6 登録等に係る規定の施行の際現に旧条例第21条第1項に規定する講習会修了者等である者は、新条例第19条の9第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月30日条例第40号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（「ポスター又は」を削る部分を除く。）は、平成22年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に第19条第1項の登録（同条第3項の登録を含む。）を受けている者（以下「登録者」という。）については、当該登録の有効期間の満了までの間は、この条例による改正後の神戸市屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第20条の2の規定は、適用しない。ただし、登録者は、同条第3項前段の届出を行うことができる。

3 登録者が前項ただし書の届出を行った場合は、同項本文の規定にかかわらず、登録者について新条例第20条の2の規定の適用があるものとする。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日条例第40号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日条例第2号）

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

別表（第24条関係）

番号	広告物の種類	手数料の額
1	地上にあるもの、屋上に	1個につき、その面積が、5平方メートル以内の

	あるもの、壁面にあるもの、建物の柱等に突出しているもの又はアーチに取り付けるもの（2の項から4の項までに掲げるものを除く。）	ものにあつては1,000円、5平方メートルを超えるものにあつては1,000円にその超える5平方メートルまでごとに1,000円を加えた額
2	はり紙	100枚までごとに200円
3	はり札	100枚までごとに、その面積が、0.1平方メートル以内のものにあつては400円、0.1平方メートルを超えるものにあつては800円
4	幕類、電柱広告、バス停広告その他これらに類するもの	1個につき400円
5	車体利用広告	車両又は搬器1台につき、表示される広告物の面積の合計が、5平方メートル以内のものにあつては400円、5平方メートルを超えるものにあつては400円にその超える5平方メートルまでごとに400円を加えた額（その額が2,000円を超える場合にあつては、2,000円）

備考 この表において「車体利用広告」とは、第11条第4項第2号に掲げる広告物等をいう。

○神戸市屋外広告物条例施行規則

平成12年3月31日

規則第144号

神戸市屋外広告物条例施行規則（昭和49年12月規則第128号）の全部を改正する。  
（趣旨）

第1条 この規則は、神戸市屋外広告物条例（平成12年1月条例第50号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（禁止地域等の特例）

第2条 条例第2条第12号に規定する規則で定める敷地は、私立学校、私立図書館、私立博物館、美術館（国又は地方公共団体（以下「国等」という。）が設置するものを除く。）、病院（国等が開設するものを除く。）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人が設置する公民館、体育館（国等が設置するものを除く。）又は公衆便所（国等が設置するものを除く。）に係る建物の敷地とする。

（許可の申請）

第3条 条例第5条第1項、第3項又は第5項の規定により市長の許可を受けようとする者は、様式第1号による許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の許可申請書には、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図書を添付しなければならない。ただし、条例第5条第1項の許可の申請を行う場合であって、条例第15条の2第1項に該当するものにあつては、第1号によるほか、第2号の規定を準用する。

（1） 条例第5条第1項又は第5項の許可 表示しようとする屋外広告物（以下「広告物」という。）又は設置しようとする広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）に係る次に掲げる図書（簡易広告物（条例第3条第2項に規定する簡易広告物をいう。以下同じ。）にあつては、キに掲げる図書を除く。）

ア 掲出物件の形状、寸法、材料及び構造について記載された仕様書及び図面（簡易広告物にあつては、掲出物件の形状、寸法及び材料について記載された仕様書及び図面）

- イ 広告物の意匠、色彩及び表示方法（照明を伴う場合にあっては、その照明の方法を含む。）について記載された書類
  - ウ 付近見取図及び配置図（敷地境界線及び道路境界線との関係を明記したものに限る。）
  - エ 広告物等（広告物又は掲出物件をいう。以下同じ。）の表示又は設置を行おうとする場所が、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域内である場合にあってはその旨を示す図書、同法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている土地の区域内である場合にあってはその旨を示す図書
  - オ 広告物等の表示又は設置を行おうとする場所又は掲出物件が他人の所有又は管理に属する場合にあっては、その所有する者又は管理する者の承諾書、許可書又はその他これらの者の同意がある旨を示す書類
  - カ 広告物等の表示又は設置を行おうとする地域又は場所が禁止地域等（条例第2条各号に掲げる地域又は場所をいう。以下同じ。）に該当する場合にあっては、その旨を示す図書（禁止地域等に該当しない場合にあっては、該当しない旨を示す図書）
  - キ 表示又は設置を行おうとする広告物等が条例第11条第4項第2号に掲げる広告物等に該当する場合にあっては、広告物等の表示又は設置を行っている電車又は自動車を運行させる区間又は区域について記載された図書
  - ク アからキまでに掲げるもののほか、許可事項の審査の参考となる図書として市長が指示するもの
- (2) 条例第5条第3項の許可 許可の更新を受けようとする広告物等に係る次に掲げる図書
- ア 広告物等のカラー写真（申請前3月以内に撮影したものに限る。）
  - イ 次のいずれかに該当するもの
    - (ア) 広告物等の点検（申請前3月以内に行ったものに限る。）の結果を記載した様式第1号の2による屋外広告物自己点検結果報告書
    - (イ) 広告物等の劣化及び損傷に係る改善をした際に様式第1号の2に規定する点検項目に準拠した点検（申請前1年以内に行ったものに限る。）



を行った場合は、当該点検の結果を記載した様式第1号の2による屋外広告物自己点検結果報告書及び当該改善の実施状況が分かる写真

ウ 点検（第9条第1項に規定する広告物等に係るものに限る。）を行った者が第9条第2項各号に定める資格又は知識を有することを証する書面

3 条例第5条第5項に規定する規則で定める場合は、広告物等の位置及び形状の変更を伴うことなく表示する広告物を1月（市長が特に必要があると認める場合にあつては、2月）以内ごとに定期的に変更する場合であつて、その旨をあらかじめ市長に届け出ているときとする。

（広告物等景観保全地区内における広告物の表示等の届出）

第4条 条例第8条第6項の規定により届出を行おうとする者は、様式第2号による届出書を市長に提出しなければならない。

（広告物等に関する協定の認定の申請等）

第5条 条例第9条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により申請を行おうとする者は、様式第3号による広告物等に関する協定の認定申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第9条第8項において準用する同条第3項の規定により申請を行おうとする者は、様式第4号による広告物等に関する協定廃止申請書を市長に提出しなければならない。

（適用除外の基準等）

第6条 条例第11条第1項ただし書に規定する規則で定める広告物等は、広告物を表示している部分の面積（以下「広告物の表示面積」という。）が20平方メートルを超える広告物等又はその高さが4メートルを超える広告物等とする。

2 条例第11条第2項に規定する規則で定める基準は、寄贈者の名称その他これに類するものを表示している部分の面積が0.2平方メートルを超えないこととする。

3 条例第11条第3項第1号及び第2号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

（1） 条例第2条各号に規定する地域又は場所及び条例第8条第1項の規定により指定した広告物等景観保全地区の区域内にあつては、広告物の表示面積

は、7平方メートルを超えないこと。

(2) 前号に掲げる地域又は場所及び区域内を除く地域又は場所にあつては、  
広告物の表示面積が10平方メートルを超えないこと。

4 条例第11条第3項第3号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 広告物は、絵画、写真その他これらに類するものにより表現するものとし、  
広告物を表示するに当たっては、周囲の景観に調和するよう十分に配慮すること。

(2) 広告物を営利を目的とする宣伝の用に供しないこと。

(3) 広告物にはネオン管その他の照明を使用しないこと。

5 条例第11条第3項第6号に規定する規則で定める基準は、広告物の表示面積が2平方メートルを超えないこととする。

6 条例第11条第3項第10号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 簡易広告物の記載内容は、政党その他の政治団体が行う宣伝若しくは集会に係るものであること又は社会教育を目的とした団体若しくは自治会その他の地域団体が行う集会、行事若しくは催物に係るものであること。

(2) 簡易広告物の表示の期間は、20日を超えないこと。

(3) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条第4項に規定するはり紙及びはり札等にあつては、その縦の長さは0.8メートル以下とし、かつ、その表示面積は0.25平方メートルを超えないこと。

(4) 法第7条第4項に規定する広告旗及び立看板等にあつては、その縦の長さは1.8メートル以下とし、かつ、その横の長さは0.5メートル以下とすること。

(5) 簡易広告物を表示する期間の始期及び終期をその表面に表示すること。

(6) 簡易広告物を表示した者の氏名（法人にあつては、名称）及び住所又は電話番号を広告物の表面に表示すること。

7 条例第11条第3項第11号に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げるいずれかの者が、公共の利益のために表示する簡易広告物又は幕類であって、かつ、他の目的の広告物を併用しないもの

ア 日本赤十字社

イ 共同募金会その他の社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。）を行うことを目的とする団体

ウ 商工会議所

エ アからウまでに掲げるもののほか、公共の利益のため市長が特に必要と認める者

(2) 自治会その他の地域団体が表示する案内板その他これに類する広告物であって、かつ、他の目的の広告物を併用しないもの

8 条例第11条第4項第1号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 道路標識、案内図板その他公共的な目的を有する広告物等又は公衆の利便に供することを目的とする広告物等（以下この項において「案内図板等」という。）は、公衆が利用する施設への案内又は誘導を目的として表示し、又は設置されていること。

(2) 1つの施設が当該施設への案内又は誘導を目的として当該施設の名称を表示することができる案内図板等の禁止地域等内における表示箇所又は設置箇所は、5箇所までとすること。

(3) 案内図板等の1箇所当たりの広告物の表示面積は、7平方メートルを超えないこと。ただし、案内図板等において複数の施設を表示し、又は掲出している場合であって、かつ、当該案内図板等がその複数の施設への案内又は誘導を目的としている場合にあっては、10平方メートルを超えない範囲の面積で広告物を表示することができる。

(4) 案内図板等の高さは、4メートル以下とすること。

(5) 案内図板等に表示されている内容は、当該施設の名称、案内図板等の表示又は設置箇所から当該施設までの距離、当該施設の方向を示す記号その他の当該施設への案内又は誘導のために必要な事項に限り、他の広告物を表示

しないこと。

(条例第12条の3第3項の規定により申請の際に添付するものとされている書面)

第6条の2 条例第12条の3第3項の規定により申請の際に添付するものとされている書面は、様式第4号の2によるものとする。

(広告物の規格及び許可の基準)

第7条 条例第13条に規定する規則で定める広告物等の規格及び条例第5条第1項、第3項又は第5項の許可の基準は、別表第1のとおりとする。

(許可の証票等)

第8条 条例第14条に規定する許可の有効期間を表示した証票は、立看板を除く広告物及び掲出物件については、様式第5号(その1)のとおりとし、立看板については、様式第5号(その2)のとおりとする。

2 条例第14条ただし書に規定する許可の有効期間を表示した押印は様式第5号(その3)のとおりとし、同条ただし書に規定する許可の有効期間を表示した打刻印は様式第5号(その4)のとおりとする。

(広告物等の点検義務)

第9条 条例第15条の2第2項に規定する規則で定める広告物又は掲出物件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、条例第5条第2項の規定に基づき市長が定める許可の有効期間が1年を超えないもの及び広告物を掲出することを専らの用途としない物件に塗料又はシートその他これに類するもので表示するものについてはこの限りでない。

(1) 広告物等の表示又は設置から8年が経過しているもの

(2) 広告物等の上端の地上からの高さが4メートルを超えるもの

2 条例第15条の2第2項に規定する規則で定める資格又は知識を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 法第10条第2項第3号イに掲げる者

(2) 屋外広告業の事業者団体が公益を目的とする事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者

(3) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格

を有する者（１級建築士及び２級建築士に限る。）

（４） 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第３条第１項に規定する第１種電気工事士、同条第２項に規定する第２種電気工事士又は同法第４条の２第１項に規定する特殊電気工事資格者認定証（電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号）第２条の２第１項第１号に規定するネオン工事に係るものに限る。）の交付を受けている者

（５） 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第１項第１号に規定する第１種電気主任技術者免状、同項第２号に規定する第２種電気主任技術者免状又は同項第３号に規定する第３種電気主任技術者免状の交付を受けている者

（６） 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第20条に規定する公共職業訓練（当該訓練に係る訓練科が広告美術仕上げ科であるものに限る。）を修了した者、同法第28条第２項に規定する職業訓練指導員免許（当該免許に係る職種が広告美術科であるものに限る。）を受けている者又は同法第44条第２項に規定する技能検定（当該検定に係る職種が広告美術仕上げであるものに限る。）に合格した者

（広告物等除却等届）

第10条 条例第16条第２項又は第３項の規定により届出を行おうとする者は、様式第７号による広告物等除却等届出書を市長に提出するものとする。

（条例第17条の３第２項に規定する書面の記載事項）

第10条の２ 条例第17条の３第２項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （１） 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
- （２） 保管した広告物が表示されていた場所又は保管した掲出物件が設置されていた場所
- （３） 保管した広告物等を除却した日時
- （４） 広告物等の保管を始めた日及び保管の場所

（条例第17条の３第２項に規定する書面の備付場所）

第10条の３ 条例第17条の３第２項に規定する規則で定める場所は、保管した広告物等があった場所を管轄する建設局建設事務所とする。

( 条例第17条の7に規定する受領書の様式)

第10条の4 条例第17条の7に規定する受領書の様式は、様式第7号の2とする。

( 屋外広告業の登録の申請)

第11条 条例第19条の2第1項に規定する申請書は、様式第8号によるものとする。

2 条例第19条の2第2項( 条例第19条の5第3項において準用する場合を含む。 ) に規定する書面は、様式第9号によるものとする。

3 条例第19条の2第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

( 1 ) 条例第19条の2第1項に規定する登録申請者( 以下「登録申請者」という。 ) が個人である場合にあつては、登録申請者( 当該登録申請者が屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者( 以下単に「未成年者」という。 ) である場合にあつては、当該登録申請者及びその法定代理人( 当該法定代理人が法人である場合にあつては、その役員( 条例第19条の2第1項第3号に規定する役員をいう。以下同じ。 ) ) ) の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び様式第9号の2による略歴書

( 2 ) 登録申請者が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書並びにその役員( 当該役員が未成年者である場合にあつては、その法定代理人( 当該法定代理人が法人である場合にあつては、その役員 ) ) の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び様式第9号の2による略歴書

( 3 ) 条例第19条の9第1項に規定する業務主任者( 以下「業務主任者」という。 ) の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び様式第9号の3による略歴書

( 4 ) 業務主任者が条例第19条の9第1項各号に掲げるもののいずれかに該当することを証する書面

( 5 ) 第1号に規定する法定代理人が法人である場合及び第2号に規定する法定代理人が法人である場合にあつては、法定代理人たる法人の登記事項証明書

( 屋外広告業の登録の通知)

第12条 条例第19条の3第2項の規定による通知は、様式第9号の4による屋外  
広告業登録証の交付により行うものとする。

(屋外広告業の登録事項の変更の届出)

第12条の2 条例第19条の5第1項の規定による届出は、様式第9号の5による  
屋外広告業登録事項変更届出書により行わなければならない。

2 前項の屋外広告業登録事項変更届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に  
応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

(1) 条例第19条の2第1項第1号に掲げる事項に変更があった場合 個人で  
あるときにあっては住民票の抄本又はこれに代わる書面、法人であるときに  
あっては当該法人の登記事項証明書

(2) 条例第19条の2第1項第2号に掲げる事項に変更があった場合(当該法  
人の登記の変更を必要とする場合に限る。) 当該法人の登記事項証明書

(3) 条例第19条の2第1項第3号に掲げる事項に変更があった場合 第11条  
第2項に規定する書面及び同条第3項第2号に掲げる書類(当該役員に関す  
るものに限る。)

(4) 条例第19条の2第1項第4号に掲げる事項に変更があった場合 第11条  
第2項に規定する書面及び同条第3項第1号に掲げる書類(当該法定代理人  
に関するものに限る。)

(5) 条例第19条の2第1項第5号に掲げる事項に変更があった場合 第11条  
第3項第3号及び第4号に掲げる書類

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第12条の3 条例第19条の6に規定する閲覧は、屋外広告業者登録簿を建設局道  
路管理課に備え付ける方法によるものとする。

(屋外広告業の廃業等の届出)

第12条の4 条例第19条の7第1項の規定による届出は、様式第9号の6により  
行わなければならない。

(業務主任者の資格の認定)

第12条の5 条例第19条の9第1項第3号の規定による認定を受けようとする者  
は、様式第9号の7による認定申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、条例第19条の9第1項第3号の規定による認定をしたときは、申請者に対し、様式第9号の8による認定証書を交付するものとする。

(標識の掲示)

第12条の6 条例第19条の10に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法人である場合にあっては、その代表者の氏名
- (2) 登録年月日
- (3) 営業所の名称
- (4) 業務主任者の氏名

2 条例第19条の10に規定する標識は、様式第9号の9によるものとする。

(帳簿の備付け等)

第12条の7 条例第19条の11に規定する規則で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
- (2) 広告物等の表示又は設置の場所
- (3) 表示又は設置をした広告物等の名称又は種類及び数量
- (4) 広告物等の表示又は設置の年月日
- (5) 請負金額

2 条例第19条の11に規定する帳簿（以下「帳簿」という。）は、広告物等の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。

3 屋外広告業者は、帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

4 第1項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

(屋外広告業者監督処分簿への登載等)

第12条の8 条例第20条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるもの



とする。

- (1) 条例第19条の2第1項各号に掲げる事項
- (2) 条例第19条の3第1項に規定する登録年月日及び登録番号
- (3) 条例第19条の12の規定による処分の理由

2 第12条の3の規定は、条例第20条第2項に規定する閲覧について準用する。

(県登録業者に関する屋外広告業者に係る規定の準用等)

第12条の9 条例第20条の2第1項に規定する県登録業者（以下「県登録業者」という。）であって本市の区域内で屋外広告業を営むものについては、第12条の4、第12条の5及び第12条の7の規定を準用する。

2 条例第20条の2第2項の規定において準用する条例第19条の10に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法人である場合にあっては、その代表者の氏名
- (2) 登録番号
- (3) 営業所の名称
- (4) 業務主任者の氏名
- (5) 条例第20条の2第3項前段の規定による届出の年月日

3 条例第20条の2第2項の規定において準用する条例第19条の10に規定する標識は、様式第9号の10によるものとする。

(県登録業者が本市の区域内で屋外広告業を営もうとする旨の届出)

第12条の10 条例第20条の2第3項前段の届出は、様式第9号の11により行わなければならない。

2 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号。次条において「県条例」という。）第26条第1項の規定による知事の登録を受けていることを証する書類
- (2) 業務主任者が条例第20条の2第2項において準用する条例第19条の9第1項各号に掲げるもののいずれかに該当することを証する書面  
(前条第1項の届出に係る事項に変更があった場合の届出)

第12条の11 条例第20条の2第3項後段の届出は、様式第9号の12により行わな

ければならない。

- 2 県登録業者が県条例第26条の5第1項の届出（以下この項において「県への届出」という。）を行っている場合にあっては、前項の規定による届出には、県への届出に係る書類（その添付書類を含む。）の写しを添付しなければならない。

（講習会の開催）

第13条 条例第22条の規定により市長が法第10条第2項第3号ロに規定する講習会（以下「講習会」という。）を開催する場合には、市長は、開催する日時及び場所を公表するものとする。

- 2 講習会を受講しようとする者は、様式第10号による広告物講習会受講申込書を市長に提出するものとする。

- 3 講習会の講習課程は、次に掲げるものとする。

- （1） 広告物に関する法令に係る事項
- （2） 広告物に関する表示の方法に係る事項
- （3） 広告物に関する施工に係る事項

- 4 講習会を開催するに当たり、次の各号のいずれかに該当する者については、前項第3号の講習課程を免除するものとする。この場合において、その免除を受けようとする者は、当該各号に該当することを証する書面を第2項の屋外広告物講習会受講申込書に添付して提出するものとする。

- （1） 建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
- （2） 電気工事士法第3条第1項に規定する第1種電気工事士又は同条第2項に規定する第2種電気工事士
- （3） 電気事業法第44条第1項第1号に規定する第1種電気主任技術者免状、同項第2号に規定する第2種電気主任技術者免状又は同項第3号に規定する第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- （4） 職業能力開発促進法第20条に規定する公共職業訓練（当該訓練に係る訓練科が帆布製品製造科であるものに限る。）を修了した者、同法第28条第2項に規定する職業訓練指導員免許（当該免許に係る職種が帆布製品科であるものに限る。）を受けている者その他これらの者が有する知識と同等以上の

知識がないと取得できない資格として市長が認めるものを有する者

5 市長は、講習会を修了した者に対し、様式第11号による屋外広告物講習会修了証書を交付するものとする。

(立入検査に係る証明書)

第14条 条例第23条第2項(条例第20条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書は、様式第12号によるものとする。

(手数料等)

第15条 条例第24条第5項に規定する規則で定める額は、別表第3のとおりとする。

(施行細目の委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年6月24日規則第20号)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成18年1月26日規則第52号)

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

附 則(平成20年11月27日規則第31号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第76号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成24年3月30日規則第59号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (令和2年3月31日規則第101号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月15日規則第1号)

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日規則第78号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日規則第82号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (令和5年10月31日規則第26号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、令和6年1月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の神戸市屋外広告物条例施行規則(以下「旧規則」という。)に定める様式に従い提出されている申請書及び届出書その他の書類(以下「申請書等」という。)は、この規則による改正後の神戸市屋外広告物条例施行規則(以下「新規則」という。)に定める様式に従い提出されている申請書等とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する旧規則の様式による申請書等は、新規則による申請書等とみなして、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (令和6年3月29日規則第81号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第88号）

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の神戸市屋外広告物条例施行規則（以下「旧規則」という。）に定める様式に従い提出されている申請書及び届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）は、この規則による改正後の神戸市屋外広告物条例施行規則（以下「新規則」という。）に定める様式に従い提出されている申請書等とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する旧規則の様式による申請書等は、新規則による申請書等とみなして、当分の間、なお使用することができる。

別表第1（第7条関係）

番号	広告物の種類	広告物等の規格及び条例第5条第1項、第3項又は第5項の許可の基準
1	全ての広告物	(1) 広告物等は、その周囲の景観と調和させること。 (2) 夜間に公衆に表示することを目的とする広告物又は夜間に公衆に広告物を掲出することを目的とする物件であっても、その周囲の昼間の美観を損なわないように注意すること。 (3) 広告物等は、信号機及び道路標識と紛らわしいものにしないこと。 (4) 既設の広告物には、他の広告物を併設しないこと。 (5) 広告物の表示又は掲出物件の設置によって、窓その他の建築物の開口部分をふさがないこと。 (6) 住居系地域においてネオン管その他の照明装置を広告物等に利用するときは、当該照明装置を点滅

		<p>させないこと。</p> <p>(7) 景勝地にあつては、広告物等は、自然の美観を損なわない意匠及び色彩とすること。</p> <p>(8) 広告物等は、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画に即したものとすること。</p> <p>(9) 条例第8条第1項の規定により指定した広告物等景観保全地区の区域内にあつては、広告物等は、同条第2項に規定する基本方針に即したものとすること。</p>
2	地上広告物	<p>(1) 住居系地域にあつては、広告物等の高さは、10メートル以下とすること。</p> <p>(2) 住居系地域にあつては、広告物の表示面積は、1面につき10平方メートル以下とすること。</p> <p>(3) 商工系地域にあつては、広告物等の高さは、15メートル以下とすること。</p> <p>(4) 商工系地域にあつては、広告物の表示面積は、1面につき30平方メートル以下とすること。</p>
3	自家用地上広告物	<p>(1) 住居系地域にあつては、広告物等の高さは、15メートル以下とすること。</p> <p>(2) 住居系地域にあつては、広告物の表示面積は、1面につき20平方メートル以下とすること。</p> <p>(3) 商工系地域にあつては、広告物等の高さは、20メートル以下とすること。</p> <p>(4) 商工系地域にあつては、広告物の表示面積は、1面につき40平方メートル以下とすること。</p>
4	屋上広告物	<p>(1) 広告物等の高さは、次のアからウまでに掲げる基準によること。</p>

		<p>ア 広告物等の高さは、建築物の高さ（地盤面から建築物の屋上のうち広告物等を設置する屋上部分のパラペットの先端までの高さをいう。）の3分の2以下とすること（屋上の面積が1,500平方メートルを超える建築物で市長が認める基準を充たすものは、この限りでない。）。この場合において、階段室等の上に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するときは、当該階段室等（表示され、又は掲出された広告物の先端よりも上の部分を除く。）は、当該掲出物件又はその物件の一部であるものとみなす。</p> <p>イ 住居系地域にあつては、広告物等の高さは、10メートル以下とすること。</p> <p>ウ 商工系地域にあつては、広告物等の高さは、20メートル以下とすること。</p> <p>(2) 広告物の表示面積は、広告物を表示している面の正面から投影された建築物の立面図の面積の2分の1を超えないこと。</p> <p>(3) 広告物等は、その設置を行う建築物の屋上の区域からはみ出さないようにすること。</p> <p>(4) 広告物等の脚部、骨組みその他の広告物の表示面以外の構造物は、ルーバーの利用その他の方法により、目立たないようにすること。</p>
5	壁面広告物	<p>(1) 広告物の表示面積は、次のアからウまでに掲げる基準によること。</p> <p>ア 広告物の表示面積（同一の壁面に複数の壁面広告物がある場合にあつては、これらの広告物の表示面積の合計）は、広告物を取り付ける壁面の面積の</p>

		<p>3分の1を超えないこと。</p> <p>イ 住居系地域にあつては、広告物の表示面積は、1個につき30平方メートルを超えないこと。</p> <p>ウ 商工系地域にあつては、広告物の表示面積は、1個につき70平方メートルを超えないこと。</p> <p>(2) 同一の壁面に同一の表示内容の広告物を複数掲出しないこと。ただし、それぞれの広告物の間の距離が30メートル以上ある場合には、この限りでない。</p> <p>(3) 広告物は、その取り付ける壁面からはみ出さないこと。</p>
6	突出広告物	<p>(1) 広告物を取り付けた建築物の柱面又は壁面から広告物の突き出した先までの距離は、2メートルを超えないこと。</p> <p>(2) 広告物が道路の上に突き出す場合にあつては、道路法（昭和27年法律第180号）第3章の規定によるほか、次のアからウまでに掲げる基準によること。</p> <p>ア 広告物の道路上に突き出している部分は、道路の境界線から1メートルの範囲内に収めること（道路の地盤面から広告物の下端までの距離が10メートルを超える場合にあつては、広告物の道路上に突き出している部分は、道路の境界線から1.5メートルの範囲内に収めること）。</p> <p>イ 道路の地盤面から広告物の下端までの距離は、4.5メートル以上とすること（広告物の道路上に突き出している部分が道路の側溝の上にならばならない場合及び歩道と車道の区別のある道路上において広告物が突き出している部分が車道の上にならばならない場合にあつては、道路の地盤面から広告物</p>



		<p>の下端までの距離は、2.5メートル以上とすること)。</p> <p>(3) 広告物の表示面積は、次のア及びイに掲げる基準によること。</p> <p>ア 住居系地域にあつては、広告物の表示面積は、表示部分1面につき10平方メートルを超えないこと。</p> <p>イ 商工系地域にあつては、広告物の表示面積は、表示部分1面につき20平方メートルを超えないこと。ただし、地盤面から広告物の下端までの距離が10メートル以上あるときは、広告物の表示面積は、表示部分1面につき30平方メートルを超えないこと。</p>
7	アーチ利用広告物	<p>(1) アーチの設置及び広告物の表示は、地元の商店街の組合その他これに類する団体が行うこと。</p> <p>(2) アーチは、地元の商店街その他の公衆の出入りする通りの出入口に設置すること。</p> <p>(3) 広告物の表示面積は、アーチの表面積の3分の2をこえないこと。</p> <p>(4) 地元の商店街その他の公衆の出入りする通りの名称（以下「商店街等の名称」という。）以外の内容を広告物に表示する場合にあつては、当該商店街等の名称以外の内容を表示する部分の面積は、当該商店街等の名称を表示する部分の面積を超えないこと。</p> <p>(5) 道路の地盤面から広告物の下端までの距離は、4.5メートル以上とすること（アーチを歩道（道路の側溝部分を含む。）のみに架橋する場合にあつては、</p>

		道路の地盤面から広告物の下端までの距離は、2.5メートル以上とすること）。
8	電柱広告（電柱から突き出している広告物に限る。）	<p>(1) 広告物を取り付ける場合においては、広告物の縦の長さは1.2メートル以下とし、その横の長さは0.45メートル以下とすること。</p> <p>(2) 広告物を取り付ける場合においては、電柱と広告物との間の取付部分の長さは0.15メートル以下とすること。</p> <p>(3) 広告物を歩道と車道の区別のある道路上の電柱に取り付ける場合にあつては、歩道側に広告物を突き出して取り付けること。</p> <p>(4) 広告物を歩道と車道の区別のない道路上の電柱に取り付ける場合にあつては、道路の中心線の反対側に広告物を突き出して取り付けること。</p> <p>(5) 道路の地盤面から広告物の下端までの距離は、4.5メートル以上とすること（広告物の道路上に突き出している部分が道路の側溝の上にしか及ばない場合及び歩道と車道の区別のある道路上において広告物が突き出している部分が車道の上にまで及ばない場合にあつては、道路の地盤面から広告物の下端までの距離は、2.5メートル以上とすること）。</p> <p>(6) 1本の電柱に、電柱から突き出している広告物を複数取り付けないこと。</p>
9	電柱広告（電柱に巻き付けられた広告物に限る。）	<p>(1) 広告物の縦の長さは、1.5メートル以下とすること。</p> <p>(2) 広告物の下端は、電柱が地面に接する部分から1.8メートル以上離れていること。</p> <p>(3) 1本の電柱に、電柱に巻き付けられた広告物を複</p>

		数表示しないこと。
10	街灯柱利用広告物 (街灯柱から突き出している広告物に限る。)	<p>(1) 広告物の表示は、地元の商店街の組合その他これに類する団体が行うこと。</p> <p>(2) 広告物を取り付ける場合においては、広告物の縦の長さは0.8メートル以下とし、その横の長さは0.4メートル以下とすること。</p> <p>(3) 広告物を取り付ける場合においては、街灯柱と広告物との間の取付部分の長さは0.15メートル以下とすること。</p> <p>(4) 道路の地盤面から広告物の下端までの距離は、4.5メートル以上とすること（広告物の道路上に突き出している部分が道路の側溝の上になし及ばない場合及び歩道と車道の区別のある道路上において広告物が突き出している部分が車道の上になし及ばない場合にあっては、道路の地盤面から広告物の下端までの距離は、2.5メートル以上とすること）。</p> <p>(5) 1本の街灯柱に、街灯柱から突き出している広告物を複数取り付けないこと。</p>
11	街灯柱利用広告物 (街灯柱に直接塗り描きされること によって表示される 広告物及び街灯柱に 張り付けられた広告物 に限る。)	<p>(1) 広告物の表示は、地元の商店街の組合その他これに類する団体が行うこと。</p> <p>(2) 広告物の縦の長さは、0.4メートルとすること。</p> <p>(3) 広告物の下端は、街灯柱が地面に接する部分から1.5メートル以上離れていること。</p> <p>(4) 1本の街灯柱に、街灯柱に直接塗り描きされること によって表示される 広告物及び街灯柱に 張り付けられた 広告物を複数表示 しないこと。</p>
12	標識利用広告（消火 栓の標識から突き	(1) 広告物の縦の長さは0.4メートル以下とし、その横の長さは0.8メートル以下とすること。

	出している広告物に限る。)	<p>(2) 広告物は、消火栓の標識板より下に取り付けること。</p> <p>(3) 広告物を突き出す方向は、消火栓の標識板を突き出す方向と同一とすること。</p> <p>(4) 道路の地盤面から広告物の下端までの距離は、4.5メートル以上とすること（広告物の道路上に突き出している部分が道路の側溝の上にしか及ばない場合及び歩道と車道の区別のある道路上において広告物が突き出している部分が車道の上にまで及ばない場合にあっては、道路の地盤面から広告物の下端までの距離は、2.5メートル以上とすること）。</p> <p>(5) 1本の消火栓の標識柱に、広告物を複数表示しないこと。</p>
13	標識利用広告（バス停留所又はタクシー乗場の標識を利用するものに限る。）	<p>(1) 広告物の表示面積は、バス停留所又はタクシー乗場の標識の表示面積の3分の1以内とすること。</p> <p>(2) 広告物の表示は、バス停留所又はタクシー乗場の標識の側を走行する車両から展望できないようにすること。</p>
14	車体利用広告	<p>広告物の表示面積は、車体の表面積（車体の底の部分の表面積を除く。）の3分の2以内（電車にあっては、3分の1以内）とすること。</p>
15	アドバルーン	<p>(1) 建築物の屋上から広告物を掲出する場合にあっては、広告物の縦の長さは15メートル以下とし、その横の長さは1.5メートル以下とすること。</p> <p>(2) 地表から広告物を掲出する場合にあっては、広告物の縦の長さは20メートル以下とし、その横の長さは1.5メートル以下とすること。</p>
16	幕	<p>片面の広告物の表示面積は、5平方メートル以下と</p>

		すること。
17	旗及びのぼり	片面の広告物の表示面積は、1平方メートル以下とすること。
18	立看板	(1) 広告物の縦の長さ（広告物に脚が付いている場合にあっては、脚の長さを含む。）は、2メートル以下とすること。 (2) 広告物の横の長さは、1メートル以下とすること。
19	はり紙及びはり札	広告物の表示面積は、1平方メートル以下とすること。

#### 備考

- 1 この表において「地上広告物」とは、金属その他の耐久性のある材質で作られた物件に表示され、又は当該物件が掲出する広告物であって、地上に設置されており、かつ、上の表の4の項から19の項までのいずれにも該当しないものをいう。
- 2 この表において「住居系地域」とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域並びに同法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域をいう。
- 3 この表において「商工系地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。
- 4 この表において「自家用地上広告物」とは、地上広告物のうち、自己の氏名、名称、屋号若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業所に表示し、又は掲出されるもの及び自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は掲出されるものをいう。
- 5 この表において「屋上広告物」とは、金属その他の耐久性のある材質で作られた物件に表示され、又は当該物件が掲出する広告物であって、建築物

の屋上に設置されるもの（壁面広告物及び突出広告物を除く。）をいう。

6 この表において「階段室等」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の13の2第1号に規定する階段室、昇降機その他の建築設備の機械室、装飾塔、物見塔、屋窓その他これに類する用途に供する建築物の部分を用いる。

7 この表において「壁面広告物」とは、次のいずれかに該当する広告物を用いる。

(1) 建築物の壁面（工事現場の板塀その他これに類する仮囲いの面を含む。以下同じ。）に直接表示される広告物

(2) 金属その他の耐久性のある材質で作られた物件（工事現場の板塀その他これに類する仮囲い及び建築物を除く。）に直接表示される広告物のうち、建築物の壁面に設置されるものであって、かつ、設置された壁面の正面方向からのみ表示内容を識別できる広告物

(3) 金属その他の耐久性のある材質で作られた枠で囲まれた幕類に表示される広告物のうち、建築物の壁面に設置されるものであって、かつ、設置された壁面の正面方向からのみ表示内容を識別できる広告物

8 この表において「突出広告物」とは、金属その他の耐久性のある材質で作られた物件に直接表示される広告物のうち、建築物の柱面又は壁面に取り付けられるものであって、広告物が建築物の柱面又は壁面から突き出して取り付けられるために、反対の向きとなる2方向から表示内容を識別できるものをいう。

9 この表において「アーチ利用広告物」とは、道路に架橋したアーチに取り付けられる広告物を用いる。

10 この表において「電柱広告」とは、次のいずれかに該当する広告物を用いる。

(1) 金属その他の耐久性のある材質で作られた物件に直接表示される広告物のうち、電柱に取り付けられるものであって、広告物が電柱から突き出して取り付けられるために、反対の向きとなる2方向から表示内容を識別できるもの

(2) 金属その他の耐久性のある材質で作られた物件に直接表示される広告物のうち、電柱に巻き付けられた広告物

11 この表において「街灯柱利用広告物」とは、次のいずれかに該当する広告物をいう。

(1) 金属その他の耐久性のある材質で作られた物件に直接表示される広告物のうち、街灯柱に取り付けられるものであって、広告物が街灯柱から突き出して取り付けられるために、反対の向きとなる2方向から表示内容を識別できるもの

(2) 街灯柱に直接塗り描きされることによって表示される広告物

(3) 金属その他の耐久性のある材質で作られた物件に直接表示される広告物のうち、街灯柱に張り付けられた広告物

12 この表において「標識利用広告」とは、次のいずれかに該当する広告物をいう。

(1) 金属その他の耐久性のある材質で作られた物件に直接表示される広告物のうち、消火栓の標識に取り付けられるものであって、広告物が消火栓の標識から突き出して取り付けられるために、反対の向きとなる2方向から表示内容を識別できるもの

(2) 金属その他の耐久性のある材質で作られた物件に直接表示される広告物のうち、バス停留所、タクシー乗場その他これらに類する標識を利用して取り付けられるもの

13 この表において「車体利用広告」とは、条例第11条第4項第2号に掲げる広告物等をいう。

14 この表において「電車」とは、条例第11条第3項第6号に規定する電車をいう。

別表第2 削除

別表第3 (第15条関係)

番号	講習課程	講習手数料の額
----	------	---------

1	屋外広告物に関する法令に係る事項	2,000円
2	屋外広告物に関する表示の方法に係る事項	2,000円
3	屋外広告物に関する施工に係る事項	2,000円

様式第1号（第3条関係）

様式第1号の2（第3条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第4号の2（第6条の2関係）

様式第5号（第8条関係）

様式第6号 削除

様式第7号（第10条関係）

様式第7号の2（第10条の4関係）

様式第8号（第11条関係）

様式第9号（第11条関係）

様式第9号の2（第11条関係）

様式第9号の3（第11条関係）

様式第9号の4（第12条関係）

様式第9号の5（第12条の2関係）

様式第9号の6（第12条の4関係）

様式第9号の7（第12条の5関係）

様式第9号の8（第12条の5関係）

様式第9号の9（第12条の6関係）

様式第9号の10（第12条の9関係）

様式第9号の11（第12条の10関係）

様式第9号の12（第12条の11関係）

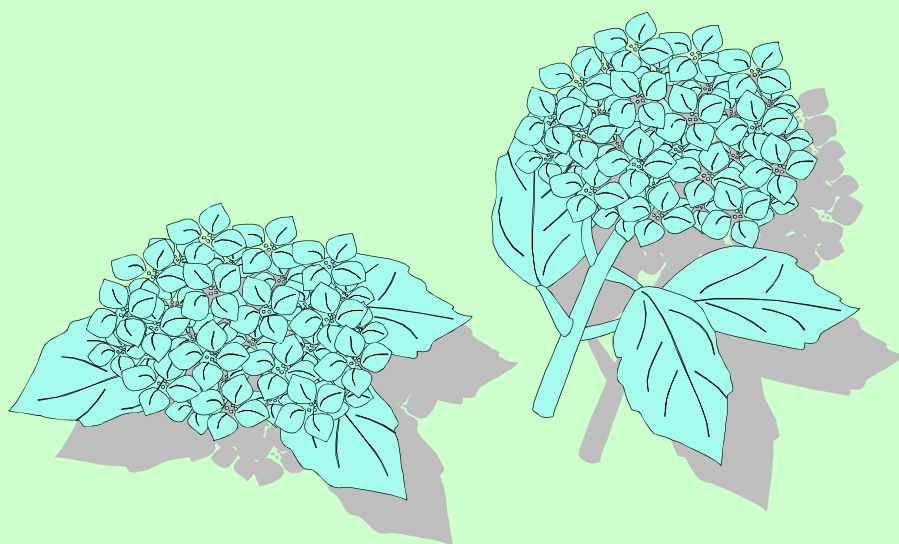
様式第10号（第13条関係）

様式第11号（第13条関係）

様式第12号（第14条関係）



# 屋外広告物条例のしおり



神戸市

2024年4月

## はじめに

屋外広告物は、都市生活において必要な情報源であり、地域を活気づけるものですが、無秩序に掲出されたり、刺激的な色彩は、周辺環境への配慮を欠き、風致や景観を損なうこととなります。また、屋外広告物は設置や管理が適正に行われないと、安全性の確保に支障が生じる場合があります。

このため、神戸市では、自然景観との調和や街づくりの観点から、屋外広告物条例及び都市景観条例により、広告物を掲出するためのルールを定めています。

「デザイン都市・神戸」、「安心・安全なまち こうべ」の実現にむけ、みなさまのご協力をお願いいたします。

### — 目 次 —

はじめに	1
屋外広告物とは	2
許可が必要です	3
広告物を掲出する場合の手順	3
関係法令による手続	4
禁止地域	5
禁止物件・禁止広告物	7
適用除外広告物	8
許可の基準	10
地域の特性に応じた景観形成	14
許可の期間と手数料	15

## 屋外広告物とは

屋外広告物とは「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で、内容が営利を目的とした広告物とは限りません。

具体的にはこのようなものがあります。

- |            |            |
|------------|------------|
| ■ 地上広告物    | ■ 標識利用広告   |
| ■ 屋上広告物    | ■ 車体利用広告   |
| ■ 壁面広告物    | ■ アドバルーン   |
| ■ 突出広告物    | ■ 幕        |
| ■ アーチ利用広告物 | ■ 旗及びのぼり   |
| ■ 電柱広告     | ■ 立看板      |
| ■ 街灯柱利用広告物 | ■ はり紙及びはり札 |

※文字で表示されていない絵、写真等も広告物になります。

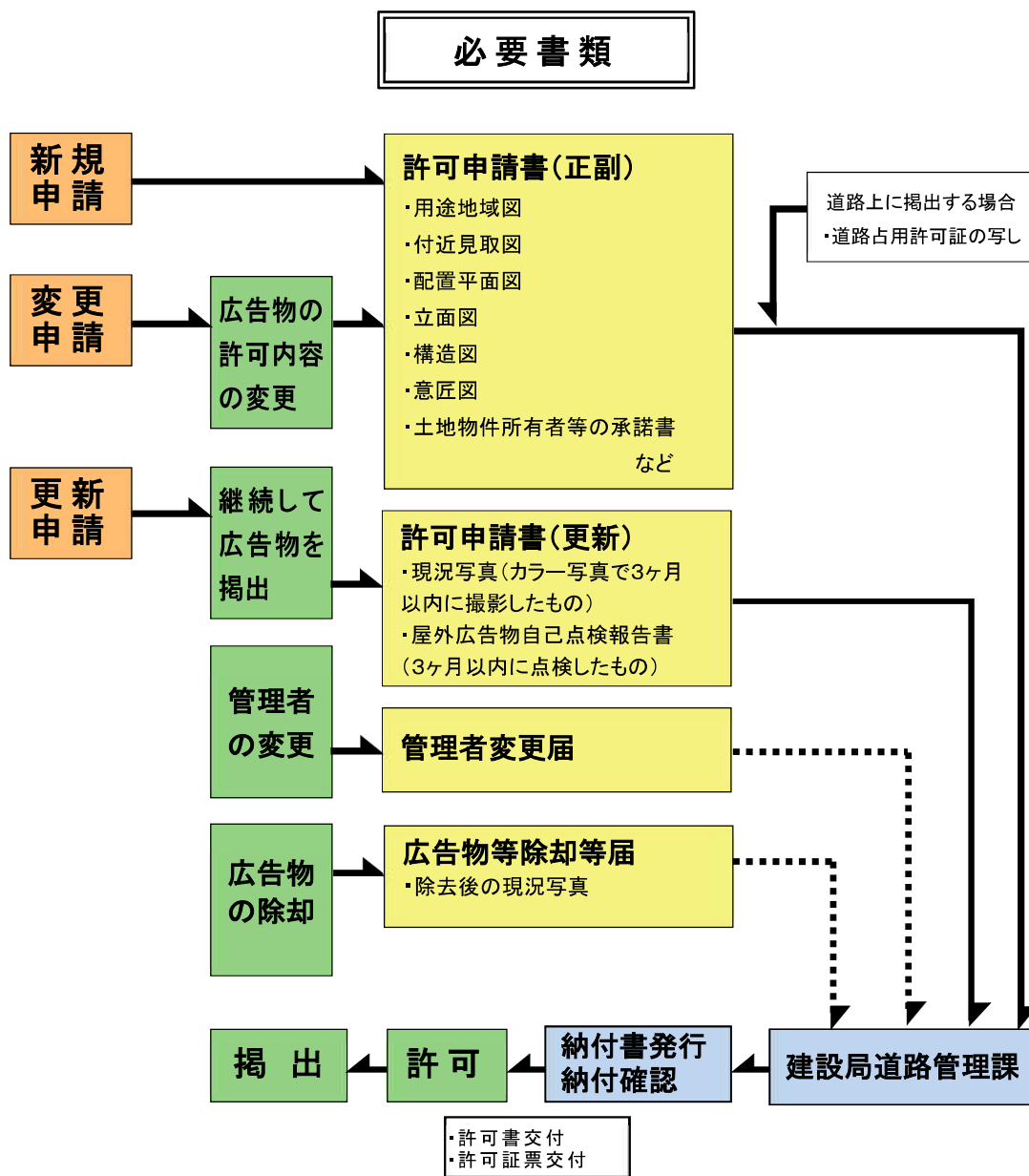


神戸らしい眺望景観 50 選(元町1丁目交差点付近)

## 広告物を設置するには許可が必要です

屋外広告物を設置する場合には、一部の適用除外広告物(P.8 参照)を除いて、屋外広告物許可申請書を提出し、あらかじめ市長の許可が必要です。

## 広告物を提出する場合の手順



## その他関係法令による手続等

よくある事項を列挙しています。下記に限らず広告物に応じた関係法令を遵守してください。

事 項	必要な許可等の種類 (根拠法令)	申請書提出先
道路上空へ突出する看板を掲出する場合	道路占用許可(道路法)	担当の建設事務所 * 国道2号、43号、175号は 所轄国道事務所
道路上空へ突出する看板を掲出する場合、道路上で工事をする場合	道路使用許可(道路交通法)	所轄警察署
工作物自体の高さが4mを超える物件を設置する場合 (事前届出・確認申請)	工作物確認(建築基準法)	指定確認検査機関 又は 建築住宅局建築指導部 建築安全課
景観計画区域に設置する場合	景観計画区域における屋外広告物の表示等に関する行為の制限チェックリスト(景観法・景観計画)	* チェックリストは申請書に添付 * 問合わせ先は都市局まち再生推進課
市街化調整区域内の農地に設置する場合	農地転用手続き(農地法)  * 農振農用地の場合、別途手続きが必要です。	農業委員会  * 市街化区域の場合、別途届出が必要です。
設備容量 2 キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備を設置する場合	ネオン管灯設備設置の届出(消防法)	所轄消防署
アドバルーンを掲出する場合 (水素ガス使用の場合のみ)	水素ガスを充てんする気球の設置届(消防法)	

## 禁止地域等

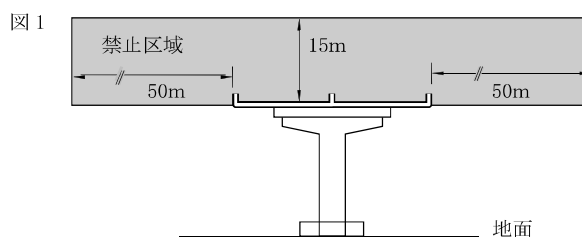
都市のよりよい景観を維持するために必要な地域や場所は禁止地域に指定されており、この地域には適用除外に該当するものを除いて、広告物を設置することができません。

- 1.用途地域(都市計画法)
  - 第1種低層住居専用地域
  - 第2種低層住居専用地域
- 2.風致地区(都市計画法)
  - 雄岡山雌岡山地区
  - 六甲山地区
- 3.文化財
  - 重要文化財周辺地域(文化財保護法)
  - 重要有形民族文化財周辺地域(文化財保護法)
  - 史跡名勝天然記念物地域(文化財保護法)
  - 特別史跡名勝天然記念物地域(文化財保護法)
  - 指定有形文化財周辺地域(兵庫県文化財保護条例)
  - 指定史跡名勝天然記念物周辺地域(兵庫県文化財保護条例)
- 4.道路及び鉄道に接続する地域

定める範囲の名称	定める範囲	
	区 域	商工系地域の特例
阪神高速3号神戸線 接続区域	ア. 当該道路の両端から道路の外側に向かってそれぞれ50m の距離内にある区域 イ. 当該道路面と同じ高さの水平面より上方の区域 ウ. 当該道路面から15m 上方にある水平面より下方の区域 (P.6 の図.1 参照)	/

第2神明道路 接続区域	ア. 当該道路の両端から道路の外側に向かってそれぞれ100m の距離内にある区域 イ. 当該道路と同じ高さの水平面より上方の区域	都市計画法第2章の規定により定められた準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域を除く
第2神明道路北線 接続区域		
中国縦貫自動車道 接続区域	ア. 当該道路の両端から外側に向かってそれぞれ200m の距離内にある区域 イ. 当該道路面と同じ高さの水平面より上方の区域	
山陽自動車道 接続区域		
新名神高速道路 接続区域		
神戸淡路鳴門自動車道 接続区域		
阪神高速7号北神戸線 接続区域		
阪神高速31号神戸山手線 接続区域		
阪神高速5号湾岸垂水線 接続区域		
六甲北有料道路 接続区域		
山麓バイパス 接続区域		
阪神高速5号湾岸線 接続区域		
阪急電鉄神戸線接続区域 (芦屋市との境～六甲駅)	当該区間に接続する地域(駅前に接続する地域を除く。)で当該鉄道の線路用地の北側にある区域	

※道路名称は通称で表記しています。正式名称は、広告物の表示等を禁止する区域の指定について(平成15年8月26日告示第243号)を参照してください。



5. 都市公園(都市公園法)

ただし、神戸総合運動公園、御崎公園等は除く

6. 湖沼・衝原湖周辺地域

7. 駅前広場 JR 山陽新幹線新神戸駅前広場

JR 東海道本線神戸駅前広場

8. その他 明石海峡大橋周辺地域

※規制の内容等詳しくは、条例集をご参照下さい。

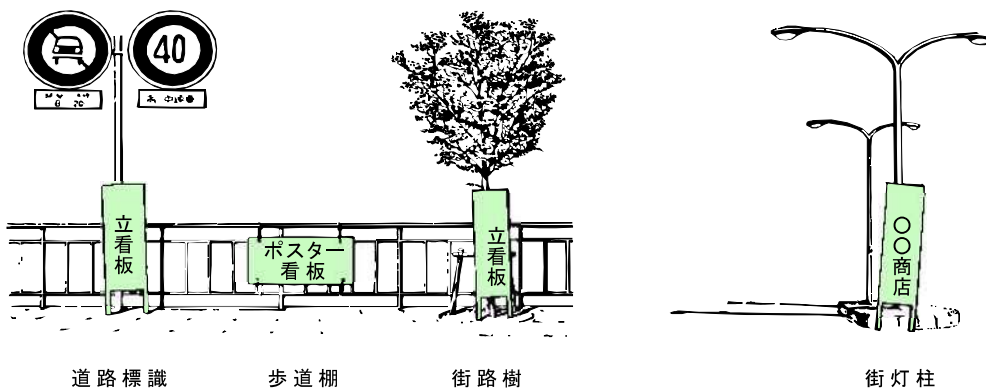
## 禁止物件

1 次のような物件には広告物は掲出できません。

- (1) 橋梁、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2) 街路樹及び路傍樹
- (3) 神戸市市民公園条例により指定された市民の木
- (4) 信号機、道路標識、歩道の柵、駒留め、里程標
- (5) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (6) 郵便ポスト及び電話ボックス
- (7) 送電塔、送受信塔、照明塔及び路上変電塔
- (8) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- (9) 地下道及び地下鉄道の上屋

2 次のような物件にはり紙・はり札・広告旗・立看板等を掲出することできません。

- (1) 電柱及び街灯柱
- (2) バス停留所の上屋(支柱や壁も含みます)
- (3) アーチの支柱及びアーケードの支柱
- (4) 消火栓の標識(その支柱も含みます)



## 禁止広告物

次のような広告物は掲出できません。

- (1) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (2) 信号機若しくは道路標識に類似し又はその効用を妨げるおそれのあるもの
- (3) 交通の安全を阻害するおそれがあるもの
- (4) 著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離した広告物等
- (5) 著しく破損し、又は老朽化した広告物等

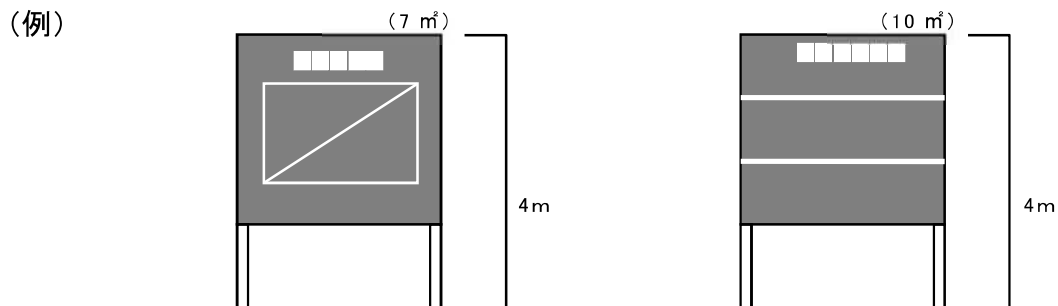




### 3

次の広告物は禁止地域の適用が除外されますが許可が必要です

- (1) 案内図板その他公共的な目的を有する広告物又は、公衆の利便に供する広告物
- ☞ 案内図板等は、公衆が利用する施設への案内・誘導等のために設置するもの。
  - ・ 設置箇所は禁止地域内では5箇所までとする。
  - ・ 1箇所の表示面積は7㎡以内であること。ただし、複数の施設を表示する場合（集合看板）は10㎡以内とする。
  - ・ 案内図板等の高さは4m以下とする。
  - ・ 表示内容は、当該施設の名称，設置場所から施設までの距離・方向を示す記号，案内・誘導に必要な事項しか表示できません。



- (2) 電車又は自動車に表示する広告物（車体利用広告）で、表示面積が2㎡を超えるもの。

## 許可の基準

広告物の規格及び許可の基準については、地域の特性に応じて次のとおり住居系地域・商工系地域に区分して定めています。

■住居系地域 第1・2種中高層住居専用地域，第1・2種住居地域  
市街化調整区域，（第1・2種低層住居専用地域）

■商工系地域 準住居地域，近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域  
工業専用地域

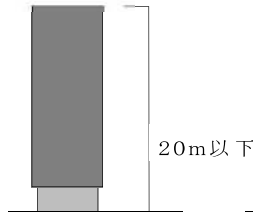
### 1 全ての広告物

- (1) 広告物等は，その周囲の景観と調和させること。
- (2) 夜間，公衆に表示することを目的とする広告物又は，夜間，公衆に広告物を掲出することを目的とする物件であっても，その周囲の昼間の美観を損なわないよう注意すること。
- (3) 広告物等は，信号機及び道路標識と紛らわしいものにならないこと。
- (4) 既設の広告物には，他の広告物を併設しないこと。
- (5) 広告物の表示又は，広告物を掲出する物件の設置によって，窓その他の建築物の開口部分をふさがないこと。
- (6) 住居系地域においてネオン管その他の照明装置を広告物等に利用するときは，当該照明装置を点滅させないこと。
- (7) 景勝地にあつては，広告物等は，自然の美観を損なわない意匠及び色彩とすること。
- (8) 広告物等は，景観法に規定する景観計画に即したものとすること。

### 2 自家用地上広告物

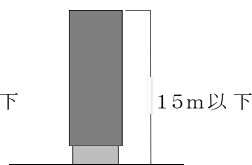
■商工系地域

(40㎡以内)



■住居系地域

(20㎡以内)

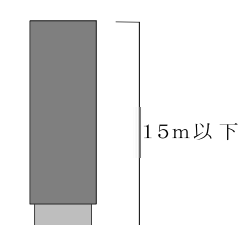


	商工系地域	住居系地域
高さ	20m以下	15m以下
表示面積	40㎡以内(一面)	20㎡以内(一面)

### 3 地上広告物

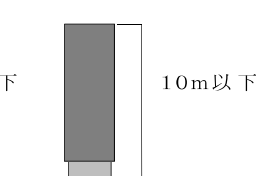
■商工系地域

(30㎡以内)



■住居系地域

(10㎡以内)

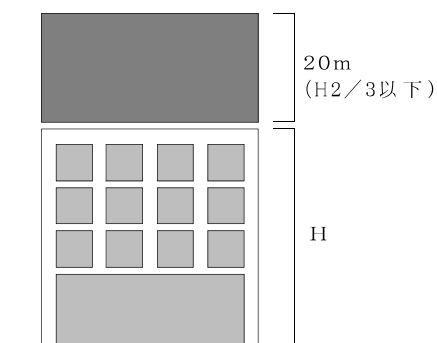


	商工系地域	住居系地域
高さ	15m以下	10m以下
表示面積	30㎡以内(一面)	10㎡以内(一面)

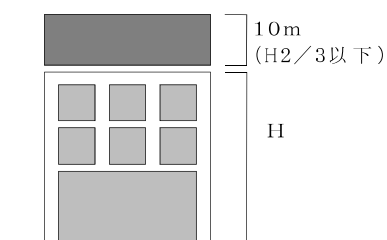
## 4 屋上広告物

	商工系地域	住居系地域
高さ	20m以下	10m以下
	建物の高さの3分の2以下	
表示面積	建物の同一側壁面積の2分の1以下(一面)	
建築物の屋上の区域からはみ出さないこと		
広告物の脚部等は目立たないようにすること		

### ■商工系地域

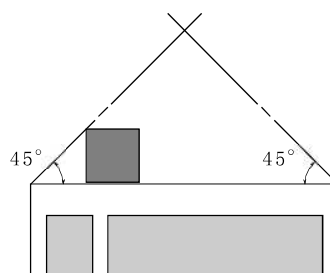
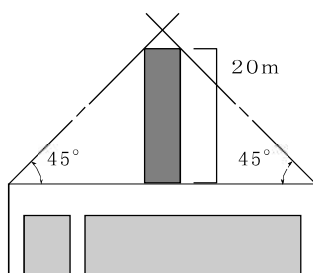


### ■住居系地域



### ■屋上広告物の特例

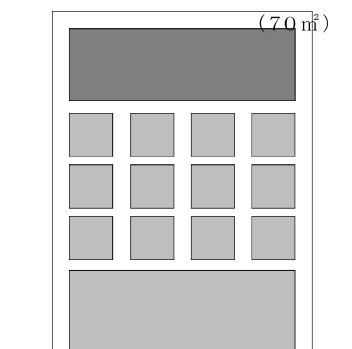
(屋上面積が1,500㎡を越える建築物の場合)



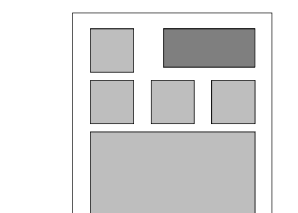
## 5 壁面広告物

	商工系地域	住居系地域
表示面積	70㎡以内(一個)	30㎡以内(一個)
	同一側壁面積の3分の1以下(広告物の合計)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>同一壁面に同一の表示内容の広告物を複数掲出しないこと。ただし、広告物間の距離が30m以上あるものを除く。</li> <li>壁面からはみ出さないこと</li> </ul>		

### ■商工系地域



### ■住居系地域 (30㎡)

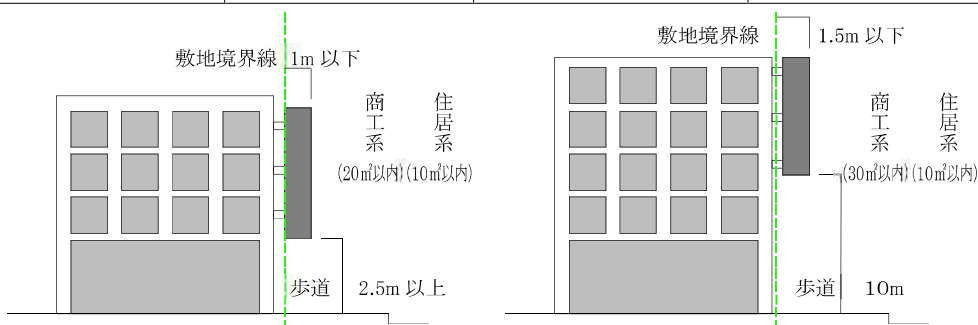


## 6 突出広告物

建物より突出幅は2m以下でなければなりません。加えて、以下の基準を定めています。

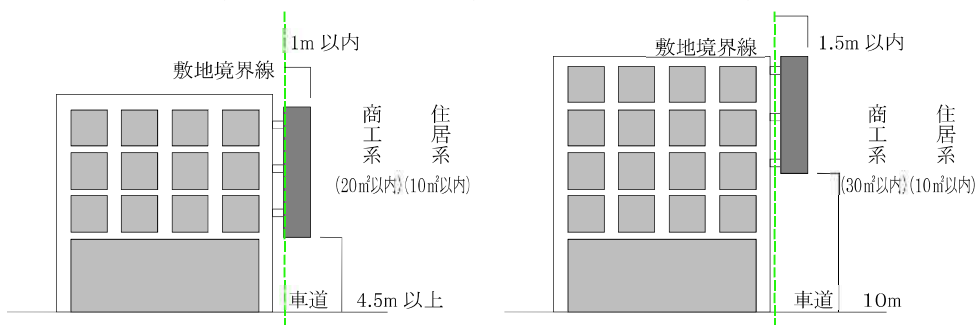
### ■歩道上に突出するもの

広告物の下端が地上より	敷地境界線より	1面の表示面積	
		商工系地域	住居系地域
2.5m以上	1m以下	20㎡以内(1面)	10㎡以内(1面)
10m以上	1.5m以下	30㎡以内(1面)	10㎡以内(1面)



### ■歩車道の区別のない道路に突出するもの

広告物の下端が地上より	敷地境界線より	1面の表示面積	
		商工系地域	住居系地域
4.5m以上	1m以下	20㎡以内(1面)	10㎡以内(1面)
10m以上	1.5m以下	30㎡以内(1面)	10㎡以内(1面)



### ■道路に突出しないもの(敷地境界線内)

広告物の下端が地上より	敷地境界線より	1面の表示面積	
		商工系地域	住居系地域
		20㎡以内(1面)※	10㎡以内(1面)

※商工系地域において、広告物の下端が地上より10m以上の場合は30㎡以内(1面)

## 7 車体利用広告

■自動車 車体の表面積(底面を除く)の2/3以下

■電車等 車体の表面積(底面を除く)の1/3以下

## 8 その他の広告物

■アドバルーン

建築物の屋上から掲出する場合	縦15m以下	横1.5m以下
地表から掲出する場合	縦20m以下	横1.5m以下

■幕 5㎡以下(片面)

■旗及びのぼり 1㎡以下(片面)

■はり紙及びはり札 1㎡以下

※ その他は条例集参照

# 地域の特性に応じた景観形成

## 1 広告物等景観保全地区

景観要素の構成や、各地域の状況を考慮し、神戸市では「緑と、心のふれあいと、生きがいのまち 神戸」の創造を目指すと同時に、都市景観形成のため、「神戸らしい都市景観をまもり、そだて、つくる」ことは都市景観形成に非常に重要です。

このため、屋外広告物は、その機能上、公的空間の中でよく目立つ位置に設置されるため、地域の特性に応じた広告物に対する景観誘導の地域別展開を図り、「広告物等景観保全地区」としてきめ細かく定めた地区ごとの計画を作成します。

■高速道路等インターチェンジ周辺広告物等景観保全地区(2024年1月31日施行)

【規制内容(非自家用地上広告物)】

1. 広告物の相互間距離は5m以上とすること。
2. 信号機及び道路標識からの距離は5m以上とすること。
3. 彩度10以上の色数は2色以下とすること。
4. 広告物が複数掲出される場合は集合化に努めること。
5. 神戸市景観計画の景観計画区域全域(重点地域及び重点地区を除く。)における「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」に示す景観形成基準及び夜間景観形成基準を満たすこと。

## 2 広告物等活用地区

本市の区域のうち活力のある町並みを維持する上で広告物等が重要な役割を果たしていると認められる区域を広告物等活用地区として指定します。



## 3 広告物等協定地区

市民の方々が主体となって地域の優れた景観形成を推進するための制度が、広告物協定制度です。

土地の所有者、地域団体が一定の地域においてその区域内の広告物に関して協定を締結し景観の整備・保全を図ります。



※現時点では、2及び3の指定はありません。

## 許可の期間と手数料

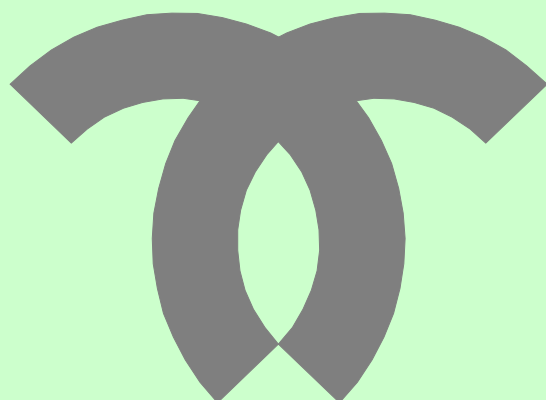
広告物の種類		許可期間	単位	金額
屋上広告物, 地上広告物, 壁面広告物, 突出広告物, アーチ利用広告物		3年以内	1個につき, 5㎡ごとに	1,000円
電柱広告, 街灯柱利用広告物, 標識利用広告, その他これに類するもの		1年以内	1個	400円
はり札	0.1㎡以内のもの	2ヶ月以内	100枚ごと	400円
	0.1㎡を超えるもの		100枚ごと	800円
立看板, アドバルーン, 幕類		2ヶ月以内	1個	400円
はり紙		1ヶ月以内	100枚ごと	200円
車体利用広告 (電車, 自動車等)		1年以内	1台(両)に つき 5㎡ごとに	400円 ※1
その他のもの		1年以内	1個	400円

※1 2000円を上限とする。

## 屋外広告業を営む方々へ (屋外広告業の登録)

- (1) 屋外広告業を営むには, 市長の登録を受けるか, 兵庫県知事の登録を受けて神戸市に対して特例屋外広告業の届け出を行う必要があります。
- (2) 屋外広告業を営むには営業所毎に業務主任者(屋外広告物講習会修了者等)を置かなければなりません。
- (3) 屋外広告士及び職業訓練指導員免許(広告美術及びデザイン)及び技能検定(広告美術仕上げ)合格者は講習会修了者とみなします。
- (4) 年2回は屋外広告物講習会が近畿地方各県市合同で開催されています。





発行:神戸市建設局道路管理課(屋外広告物担当)

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1  
神戸市役所4号館

TEL 078-322-6593(直通)

FAX 078-331-3448